

障害福祉サービス等報酬改定検討チーム	
第1回（H26.6.13）	参考資料3

各サービスの現状

目 次

	頁		頁
1 居宅介護について……………	1	14 就労継続支援A型について……………	97
2 重度訪問介護について……………	9	15 就労継続支援B型について……………	103
3 同行援護について……………	17	16 共同生活援助について……………	109
4 行動援護について……………	25	17 計画相談支援について……………	123
5 療養介護について……………	33	18 障害児相談支援について……………	129
6 生活介護について……………	39	19 地域移行支援について……………	135
7 短期入所について……………	45	20 地域定着支援について……………	143
8 重度障害者等包括支援について……………	51	21 福祉型障害児入所について……………	151
9 施設入所支援について……………	59	22 医療型障害児入所について……………	157
10 自立訓練(機能訓練)について……………	65	23 児童発達支援について……………	163
11 自立訓練(生活訓練)について……………	73	24 医療型児童発達支援について……………	169
12 宿泊型自立訓練について……………	81	25 放課後等デイサービスについて……………	175
13 就労移行支援について……………	89	26 保育所等訪問支援について……………	181

居宅介護について

居宅介護

○ 対象者

- 障害支援区分1以上の障害者等(身体障害、知的障害、精神障害)

○ サービス内容

居宅における

- 入浴、排せつ及び食事等の介護
- 調理、洗濯及び掃除等の家事
- 生活等に関する相談及び助言
- その他生活全般にわたる援助

※通院等介助や通院等乗降介助も含む。

○ 主な人員配置

- サービス提供責任者:常勤ヘルパーのうち1名以上
 - ・介護福祉士、実務者研修修了者 等
 - ・居宅介護職員初任者研修修了者等であって3年以上の実務経験がある者
- ヘルパー:常勤換算2.5人以上
 - ・介護福祉士、介護職員基礎研修修了者、居宅介護職員初任者研修修了者 等

○ 報酬単価 (平成26年4月～)

■ 基本報酬

身体介護中心、通院等介助(身体介護有り)
254単位(30分)～833単位(3時間)
3時間以降、30分を増す毎に83単位加算

家事援助中心
104単位(30分)～
273単位(1.5時間)
1.5時間以降、15分を
増す毎に35単位加算

通院等介助(身体介護なし)
104単位(30分)～
273単位(1.5時間)
1.5時間以降、30分を
増す毎に70単位加算

通院等乗降介助
1回100単位

■ 主な加算

特定事業所加算(10%又は20%加算)
→①サービス提供体制の整備、②良質な人材の確保、③重度 障害者への対応に積極的に取り組む事業所のサービスを評価

特別地域加算(15%加算)
→中山間地域等に居住している者に対して提供されるサービスを評価

喀痰吸引等支援体制加算(1日当たり100単位加算)
→特定事業所加算(20%加算)の算定が困難な事業所に対して、喀痰の吸引等が必要な者に対する支援体制を評価

○ **事業所数** 17,923 (国保連平成25年12月実績)

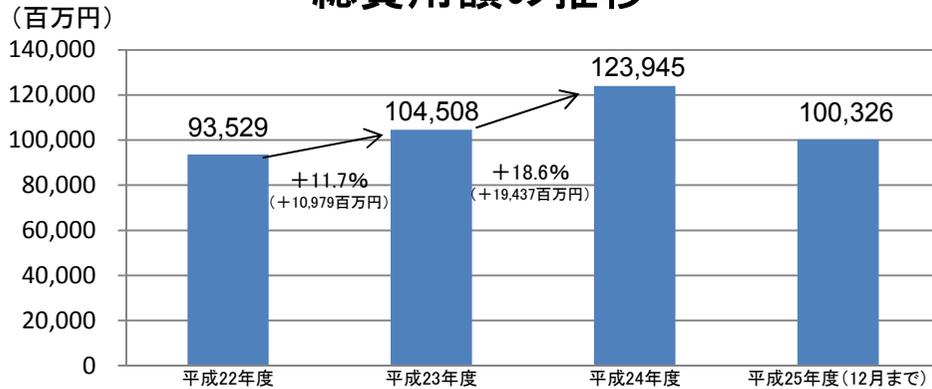
○ **利用者数** 146,404 (国保連平成25年12月実績)

居宅介護の現状

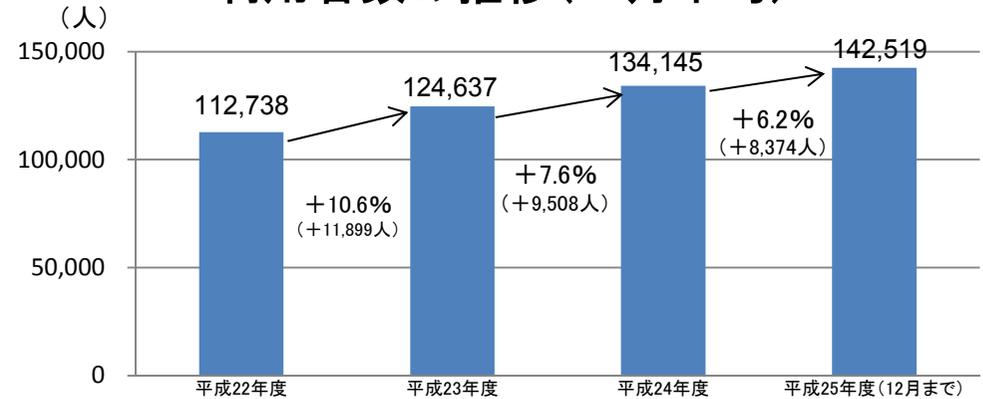
【居宅介護の現状】

- 居宅介護の平成24年度費用額は約1,239億円であり、介護給付・訓練等給付費総額の約8.6%を占めている。
- 利用者数、一人当たり費用額及び事業所数については毎年度増加している。

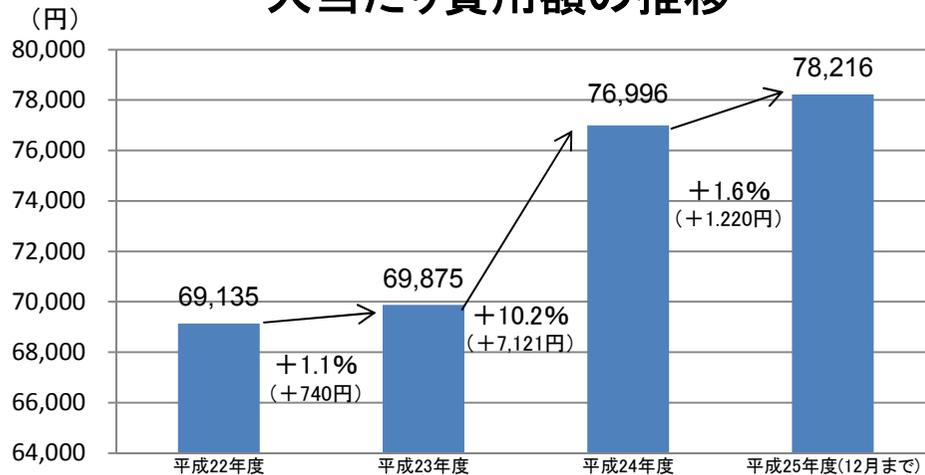
総費用額の推移



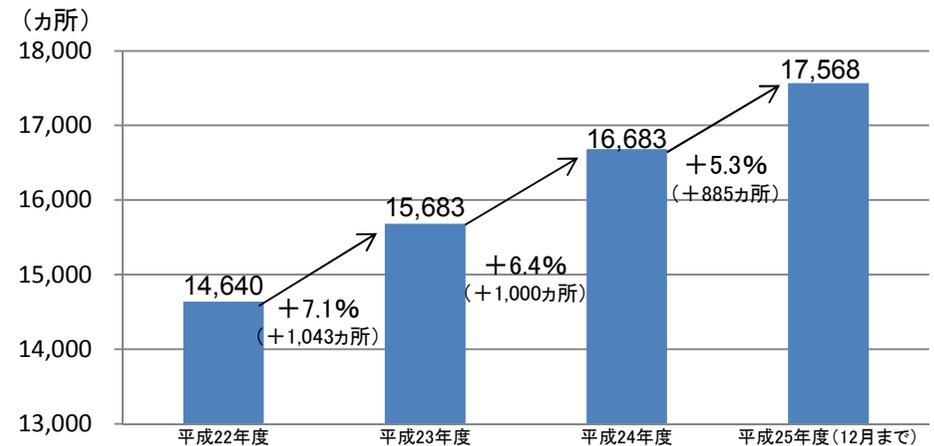
利用者数の推移(一月平均)



一人当たり費用額の推移



事業所数の推移(一月平均)



※出典: 国保連データ

【居宅介護の利用者の状況等】

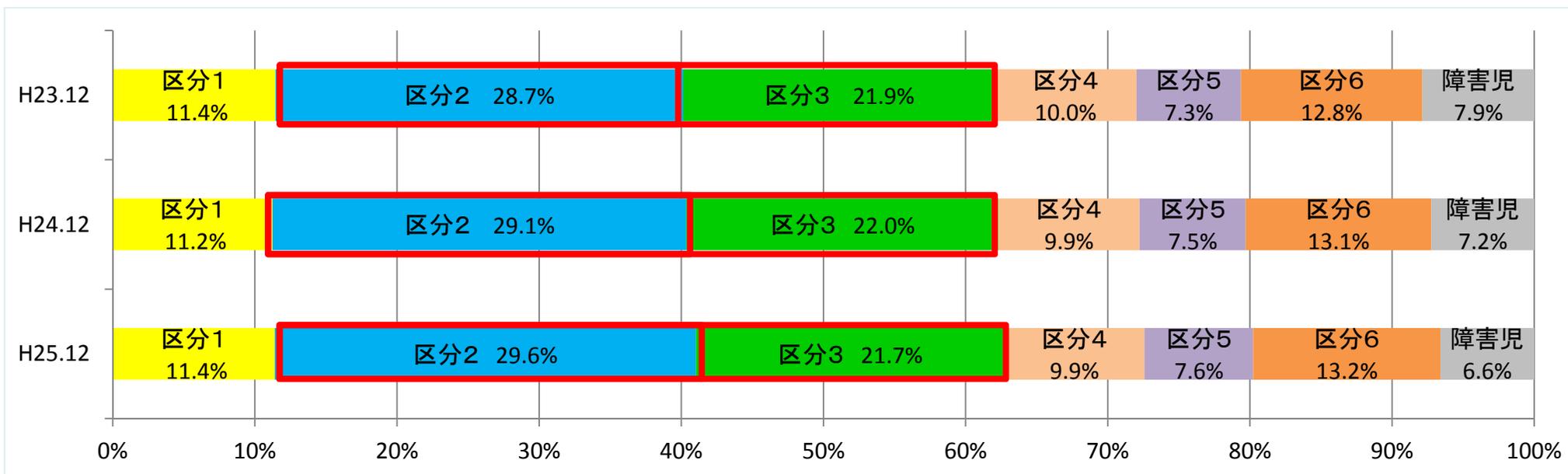
- 区分2、3の者が約5割を占めている。
- 50歳以上の利用者が約5割を占めている。

○ 居宅介護の障害程度区分別推移

	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	区分なし(児)	合計
平成23年12月	14,384人	36,048人	27,572人	12,504人	9,223人	16,041人	9,886人	125,658人
平成24年12月	15,390人	39,854人	30,068人	13,603人	10,222人	17,879人	9,903人	136,919人
平成25年12月	16,671人	43,358人	31,732人	14,455人	11,167人	19,294人	9,640人	146,317人

※ 区分なし(者)、旧法区分を除く
出典:国保連データ

○ 居宅介護の障害程度区分割合の推移



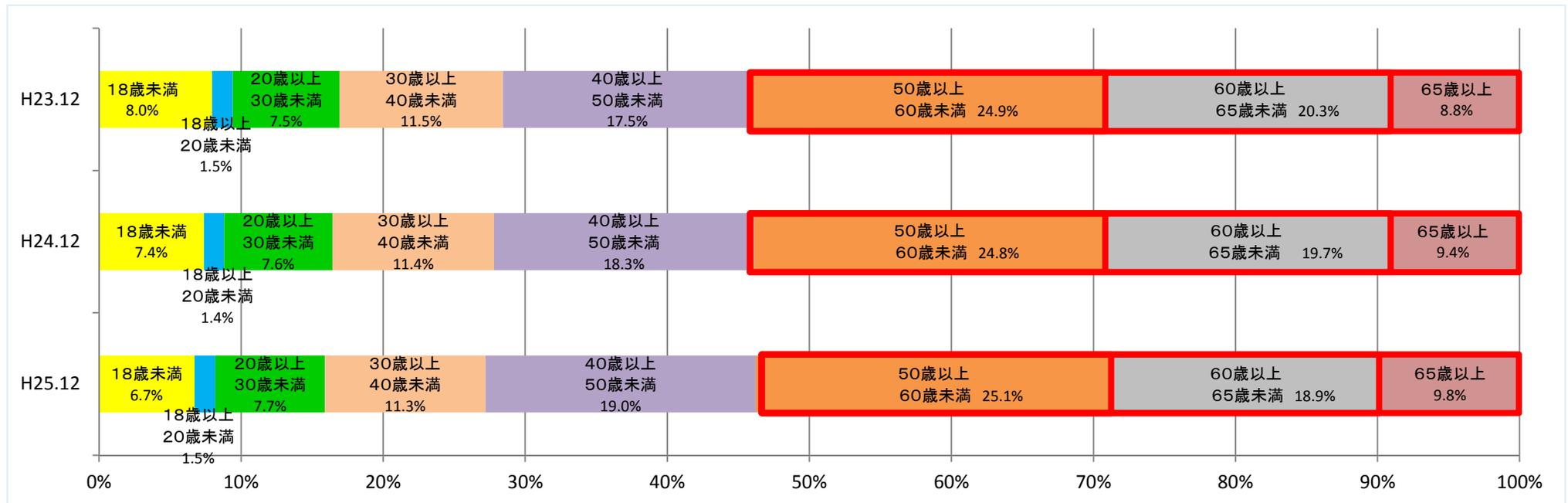
※ 区分なし(者)、旧法区分を除く
出典:国保連データ

○ 居宅介護の年齢別の推移

	18歳未満	18歳以上 20歳未満	20歳以上 30歳未満	30歳以上 40歳未満	40歳以上 50歳未満	50歳以上 60歳未満	60歳以上 65歳未満	65歳以上	合計
平成23年12月	10,161人	1,874人	9,599人	14,668人	22,396人	31,845人	25,875人	11,296人	127,714人
平成24年12月	10,113人	1,968人	10,441人	15,593人	25,064人	34,000人	27,054人	12,814人	137,047人
平成25年12月	9,838人	2,146人	11,290人	16,544人	27,872人	36,696人	27,712人	14,306人	146,404人

※出典：国保連データ

○ 居宅介護の年齢別割合の推移



※出典：国保連データ

○ 居宅介護の報酬算定状況(平成25年12月)

加算部分

加算名称	単位数	取得率	費用額(千円)
利用者負担上限額管理加算	150単位/月	10.5%	4,390
特定事業所加算(Ⅰ)	所定単位数の20%を加算	3.0%	160,161
特定事業所加算(Ⅱ)	所定単位数の10%を加算	10.5%	138,346
特定事業所加算(Ⅲ)	所定単位数の10%を加算	1.0%	28,977
特別地域加算	所定単位数の15%を加算	15.4%	107,151
初回加算	200単位/月	12.9%	6,490
緊急時対応加算	100単位/回	2.1%	704
喀痰吸引等支援体制加算	100単位/回	2.3%	8,045
福祉・介護職員処遇改善加算	所定単位×加算率		
イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)		68.1%	1,013,220
ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)		0.9%	8,714
ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)		0.9%	8,808
福祉・介護職員処遇改善特別加算	所定単位×加算率	0.6%	2,601

基本部分	9,789,789
------	-----------

合計	11,277,396
----	------------

※出典:平成25年12月国保連データ

重度訪問介護について

重度訪問介護

○対象者

- 重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する者であって、常時介護を要する障害者
 - 障害支援区分4以上に該当し、次の(一)又は(二)のいずれかに該当する者
 - (一) 二肢以上に麻痺等がある者であって、障害支援区分の認定調査項目のうち「歩行」、「移乗」、「排尿」、「排便」のいずれもが「支援が不要」以外に認定されている者
 - (二) 障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等(12項目)の合計点数が10点以上である者

○サービス内容

- 居宅における
- 入浴、排せつ及び食事等の介護
 - 調理、洗濯及び掃除等の家事
 - その他生活全般にわたる援助
 - 外出時における移動中の介護
- ※ 日常生活に生じる様々な介護の事態に対応するための見守り等の支援を含む。

○主な人員配置

- サービス提供責任者：常勤ヘルパーのうち1名以上
 - ・介護福祉士、実務者研修修了者 等
 - ・居宅介護職員初任者研修修了者等であって3年以上の実務経験がある者
- ヘルパー：常勤換算2.5人以上
 - ・居宅介護に従事可能な者、重度訪問介護従事者養成研修修了者

○重度訪問介護加算対象者

- 15%加算対象者…重度訪問介護の対象者(一)に該当する者であって、重度障害者等包括支援の対象者の要件に該当する者(障害支援区分6)
- ※重度障害者等包括支援対象者

	類 型	状 態 像
重度訪問介護の対象であって、四肢すべてに麻痺等があり、寝たきり状態にある障害者のうち、右のいずれかに該当する者	人工呼吸器による呼吸管理を行っている身体障害者 (Ⅰ類型)	・筋ジストロフィー ・脊椎損傷 ・ALS ・遷延性意識障害 等
	最重度知的障害者(Ⅱ類型)	・重症心身障害者 等
障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等(12項目)の合計点数が10点以上である者(Ⅲ類型)		・強度行動障害 等

- 7.5%加算対象者…障害支援区分6の者

○報酬単価(平成26年4月～)

■基本報酬

181単位(1時間)～1,403単位(8時間) ※8時間を超える場合は、8時間までの単価の95%を算定

■主な加算

特定事業所加算(10%又は20%加算)

→①サービス提供体制の整備、②良質な人材の確保、③重度障害者への対応に積極的に取り組む事業所のサービスを評価

特別地域加算(15%加算)

→中山間地域等に居住している者に対して提供されるサービスを評価

喀痰吸引等支援体制加算(1日当たり100単位加算)

→特定事業所加算(20%加算)の算定が困難な事業所に対して、喀痰の吸引等が必要な者に対する支援体制を評価

○事業所数 6,215 (国保連平成25年12月実績)

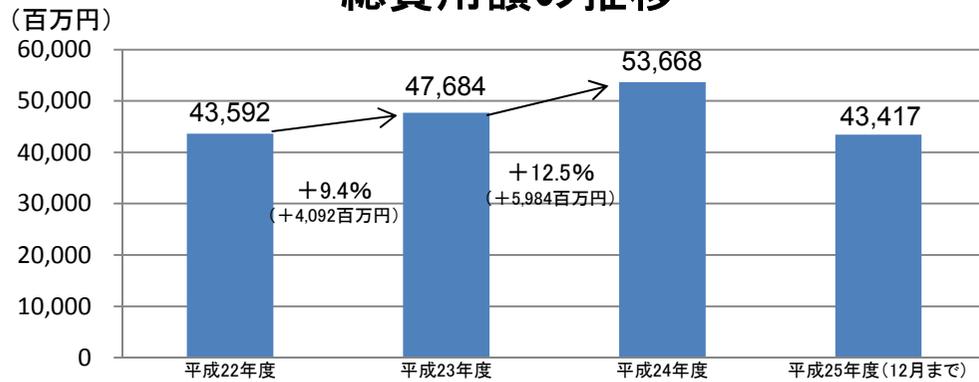
○利用者数 9,675 (国保連平成25年12月実績)

重度訪問介護の現状

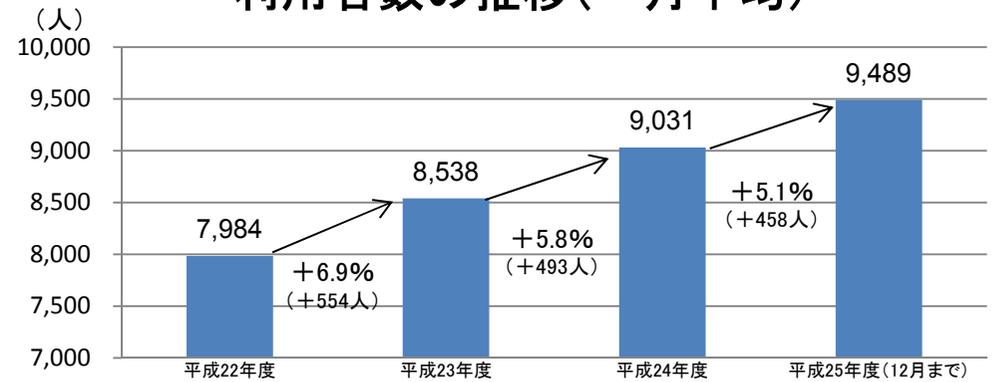
【重度訪問介護の現状】

- 重度訪問介護の平成24年度費用額は約537億円であり、介護給付・訓練等給付費総額の約3.7%を占めている。
- 利用者数、一人当たり費用額及び事業所数については毎年度増加している。

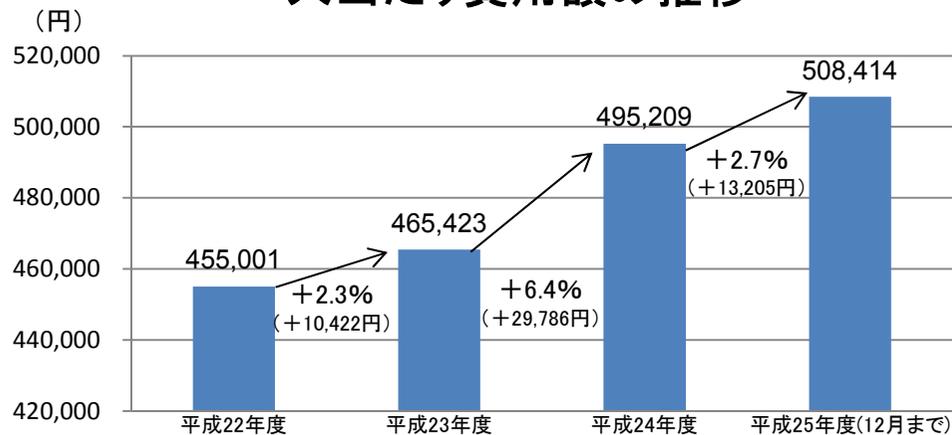
総費用額の推移



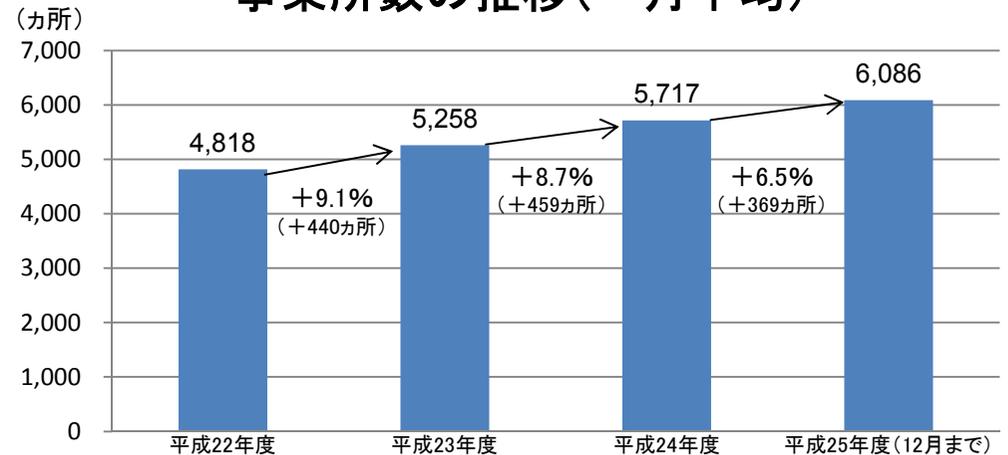
利用者数の推移(一月平均)



一人当たり費用額の推移



事業所数の推移(一月平均)



※出典: 国保連データ

【重度訪問介護の利用者の状況等】

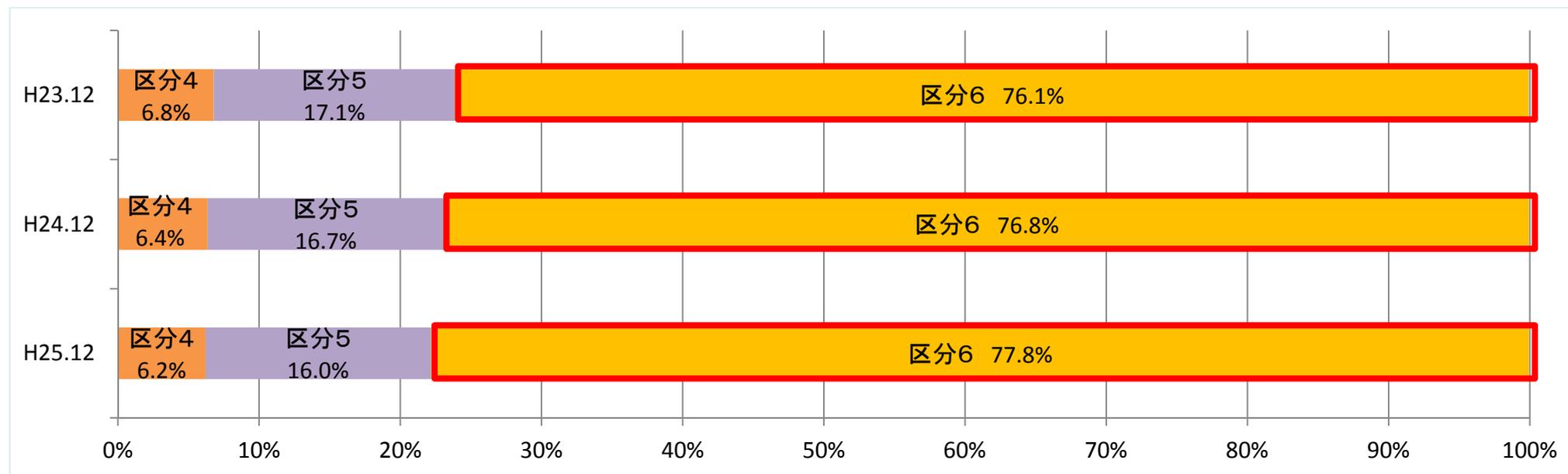
- 区分6の者が約7割以上を占めている。
- 50歳以上の利用者が約5割を占めている。

○ 重度訪問介護の障害程度区分別推移

	区分4	区分5	区分6	合計
平成23年12月	585人	1,470人	6,551人	8,606人
平成24年12月	583人	1,531人	7,031人	9,145人
平成25年12月	600人	1,547人	7,524人	9,671人

※ 区分3、区分なし(者)、旧法区分を除く
出典:国保連データ

○ 重度訪問介護の障害程度区分割合の推移



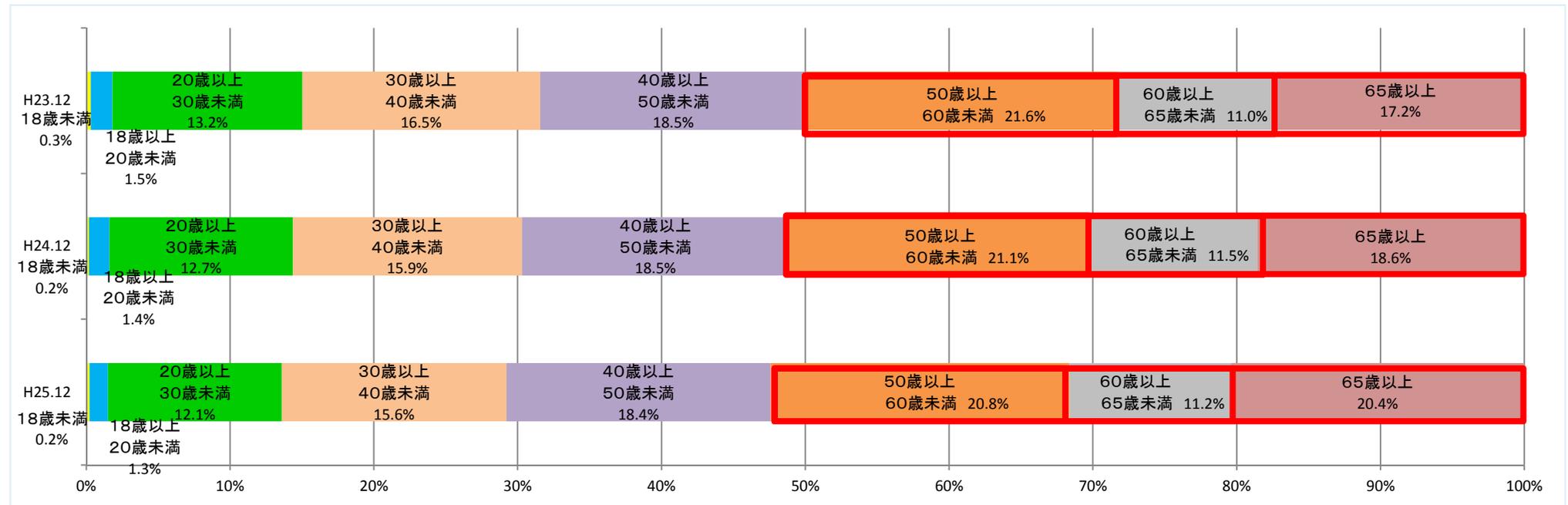
※ 区分なし(者)、旧法区分を除く
出典:国保連データ

○ 重度訪問介護の年齢別の推移

	18歳未満	18歳以上 20歳未満	20歳以上 30歳未満	30歳以上 40歳未満	40歳以上 50歳未満	50歳以上 60歳未満	60歳以上 65歳未満	65歳以上	合計
平成23年12月	27人	132人	1,147人	1,437人	1,611人	1,881人	960人	1,496人	8,691人
平成24年12月	18人	130人	1,166人	1,459人	1,697人	1,928人	1,053人	1,699人	9,150人
平成25年12月	22人	125人	1,169人	1,511人	1,777人	2,010人	1,086人	1,975人	9,675人

※出典：国保連データ

○ 重度訪問介護の年齢別割合の推移



※出典：国保連データ

○ 重度訪問介護の報酬算定状況(平成25年12月)

加算部分

加算名称	単位数	取得率	費用額(千円)
利用者負担上限額管理加算	150単位/月	6.0%	737
移動介護加算	100単位～250単位	45.3%	113,142
特定事業所加算(Ⅰ)	所定単位数の20%を加算	4.4%	189,160
特定事業所加算(Ⅱ)	所定単位数の10%を加算	2.5%	11,904
特定事業所加算(Ⅲ)	所定単位数の10%を加算	2.2%	37,442
特別地域加算	所定単位数の15%を加算	5.1%	14,778
初回加算	200単位/月	3.4%	490
緊急時対応加算	100単位/回	1.4%	197
喀痰吸引等支援体制加算	100単位/回	8.7%	15,849
福祉・介護職員処遇改善加算	所定単位×加算率		
イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)		75.4%	297,330
ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)		1.0%	5,362
ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)		0.8%	2,529
福祉・介護職員処遇改善特別加算	所定単位×加算率	0.4%	171

基本部分	4,274,783
------	-----------

合計	4,963,874
----	-----------

※出典:平成25年12月国保連データ

同行援護について

同行援護

○ 対象者

- 視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等
 - 同行援護アセスメント票の調査項目に該当していること。また、身体介護を伴う場合は以下のいずれも満たす者であること
 - ・ 障害支援区分2以上
 - ・ 障害支援区分の認定調査項目のうち、「歩行」にあつては「全面的な支援が必要」に認定されている者又は「移乗」、「移動」、「排尿」、「排便」のいずれかが「支援が不要」以外に認定されている者

○ サービス内容

外出時において、

- 移動に必要な情報の提供(代筆・代読を含む。)
- 移動の援護、排せつ及び食事等の介護
- その他外出時に必要な援助

※外出について

通勤、営業活動等の経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出及び社会通念上適当でない外出を除き、原則として1日の範囲内で用務を負えるものに限る。

○ 主な人員配置

- サービス提供責任者:常勤ヘルパーのうち1名以上
 - ・ 介護福祉士、実務者研修修了者、介護職員基礎研修修了者、居宅介護職員初任者研修修了者等であつて3年以上の実務経験がある者、移動支援事業に3年以上従事した者、同行援護従業者養成研修応用課程修了者(平成26年9月30日までの経過措置を設ける)等
- ヘルパー:常勤換算2.5人以上
 - ・ 同行援護従業者養成研修一般課程修了者
 - ・ 居宅介護職員初任者研修修了者等であつて、1年以上の直接処遇経験を有する者(平成26年9月30日までの経過措置を設ける)等

○ 報酬単価 (平成26年4月～)

■ 基本報酬

(身体介護を伴う場合)

254単位(30分)～833単位(3時間)
3時間以降、30分を増す毎に83単位加算

(身体介護を伴わない場合)

105単位(30分)～276単位(1.5時間)
1.5時間以降、30分を増す毎に70単位加算

■ 主な加算

特定事業所加算(10%又は20%加算)

→①サービス提供体制の整備、②良質な人材の確保、③重度障害者への対応に積極的に取り組む事業所のサービスを評価

特別地域加算(15%加算)

→中山間地域等に居住している者に対して提供されるサービスを評価

喀痰吸引等支援体制加算(1日当たり100単位加算)

→特定事業所加算(20%加算)の算定が困難な事業所に対して、喀痰の吸引等が必要な者に対する支援体制を評価

○ **事業所数** 5,476 (国保連平成25年12月実績)

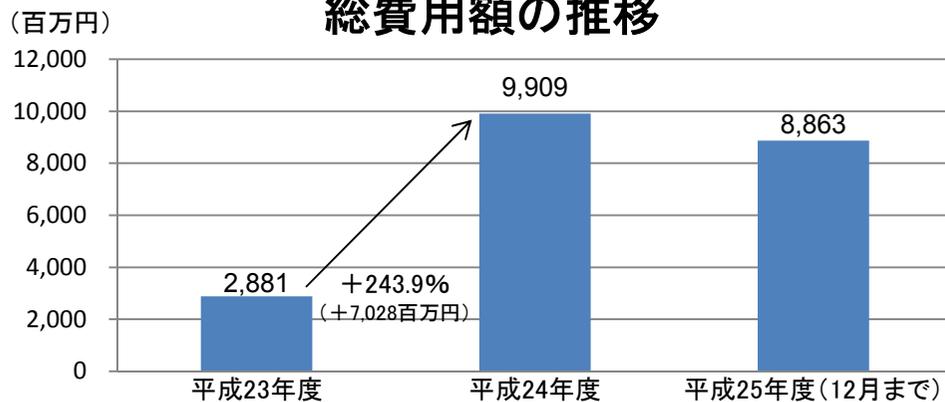
○ **利用者数** 21,043 (国保連平成25年12月実績)

同行援護の現状

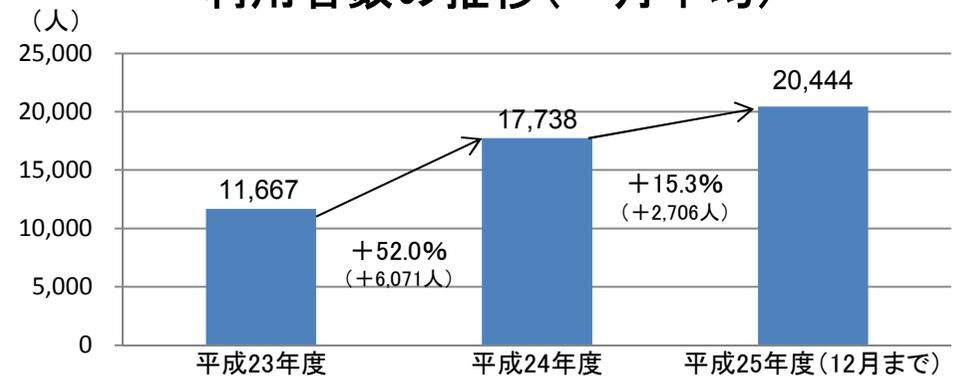
【同行援護の現状】

- 同行介護の平成24年度費用額は約99億円であり、介護給付・訓練等給付費総額の約0.7%を占めている。
- 利用者数及び事業所数については、毎年度増加している。

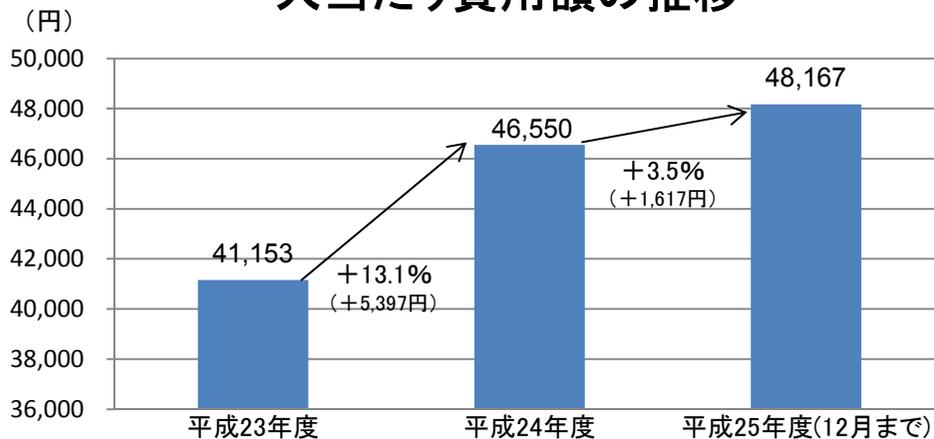
総費用額の推移



利用者数の推移(一月平均)



一人当たり費用額の推移



事業所数の推移(一月平均)



※出典: 国保連データ

【同行援護の利用者の状況等】

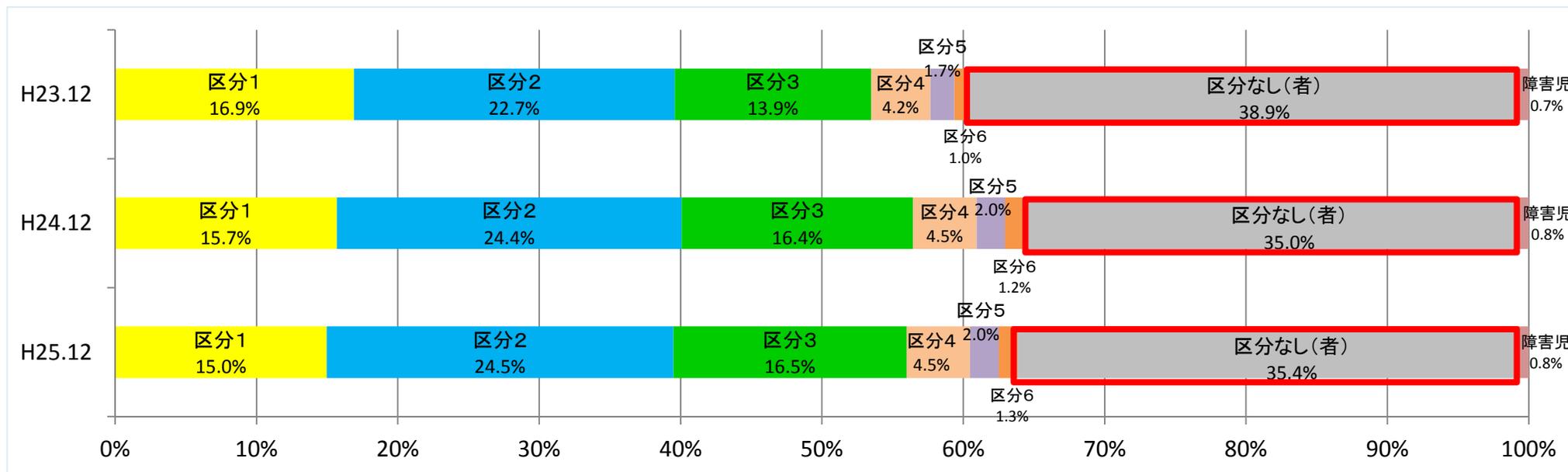
- 区分なし(者)の利用者が約3割以上を占めている。
- 65歳以上の利用者が約5割を占めている。

○ 同行援護の障害程度区分別推移

	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	区分なし(児)	区分なし(者)	合計
平成23年12月	2,020人	2,714人	1,663人	500人	203人	123人	81人	4,657人	11,961人
平成24年12月	2,973人	4,623人	3,105人	853人	378人	229人	159人	6,638人	18,958人
平成25年12月	3,149人	5,160人	3,470人	945人	429人	274人	166人	7,449人	21,042人

※ 旧法区分を除く
出典:国保連データ

○ 同行援護の障害程度区分割合の推移



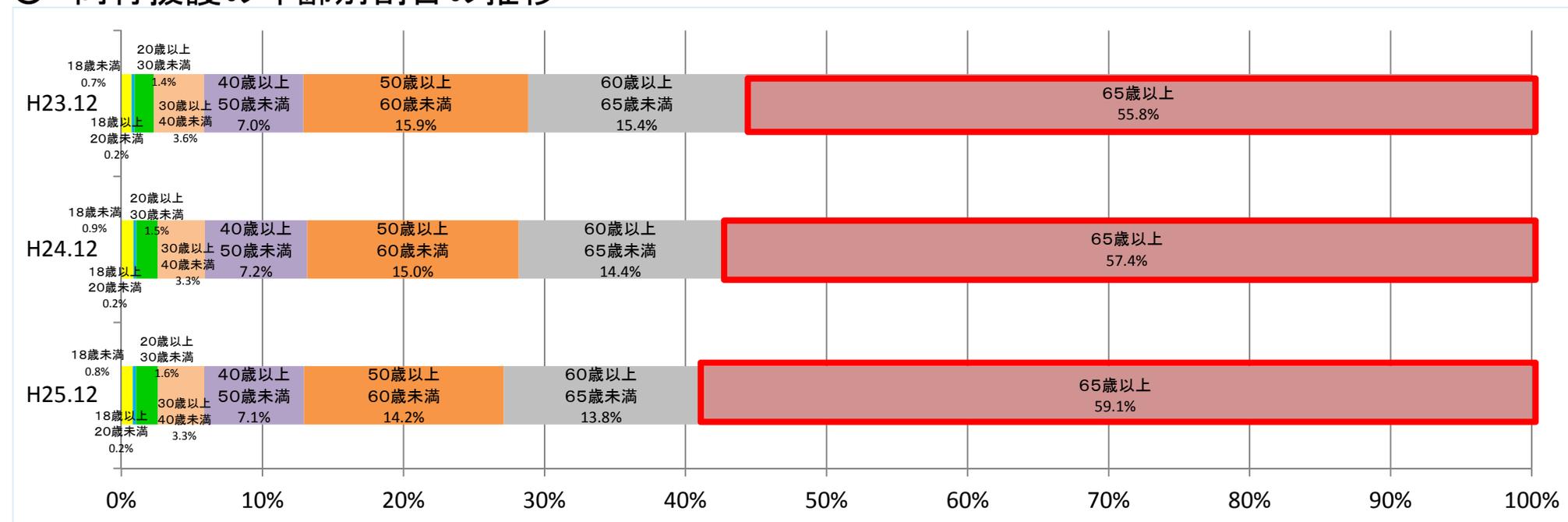
※ 区分なし(者)、旧法区分を除く
出典:国保連データ

○ 同行援護の年齢別の推移

	18歳未満	18歳以上 20歳未満	20歳以上 30歳未満	30歳以上 40歳未満	40歳以上 50歳未満	50歳以上 60歳未満	60歳以上 65歳未満	65歳以上	合計
平成23年12月	87人	25人	163人	428人	845人	1,912人	1,845人	6,687人	11,992人
平成24年12月	162人	38人	289人	635人	1,373人	2,844人	2,738人	10,881人	18,960人
平成25年12月	169人	48人	329人	691人	1,489人	2,978人	2,911人	12,428人	21,043人

※出典：国保連データ

○ 同行援護の年齢別割合の推移



※出典：国保連データ

○ 同行援護の報酬算定状況(平成25年12月)

加算部分

加算名称	単位数	取得率	費用額(千円)
利用者負担上限額管理加算	150単位/月	3.2%	346
特定事業所加算(Ⅰ)	所定単位数の20%を加算	0.5%	1,339
特定事業所加算(Ⅱ)	所定単位数の10%を加算	9.3%	10,120
特定事業所加算(Ⅲ)	所定単位数の10%を加算	0.2%	217
特別地域加算	所定単位数の15%を加算	9.8%	5,055
初回加算	200単位/月	5.2%	685
緊急時対応加算	100単位/回	0.6%	79
喀痰吸引等支援体制加算	100単位/回	0.1%	30
福祉・介護職員処遇改善加算	所定単位×加算率		
イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)		74.9%	73,787
ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)		0.7%	523
ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)		0.7%	703
福祉・介護職員処遇改善特別加算	所定単位×加算率	0.5%	201

基本部分	908,914
------	---------

合計	1,001,999
----	-----------

※出典:平成25年12月国保連データ

行動援護について

行動援護

○ 対象者

- 知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者等であって常時介護を有する者
→ 障害支援区分3以上であって、障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等(12項目)の合計点数が10点以上である者

○ サービス内容

- 行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護
 - 外出時における移動中の介護
 - 排せつ及び食事等の介護その他の行動する際に必要な援助
- ・予防的対応
…行動の予定が分からない等のため、不安定になり、不適切な行動がでないよう、予め行動の順番や、外出する場合の目的地での行動等を理解させる等
- ・制御的対応
…行動障害を起こしてしまった時の問題行動を適切におさめること等
- ・身体介護的対応
…便意の認識ができない者の介助等

○ 主な人員配置

- サービス提供責任者:常勤ヘルパーのうち1名以上
 - ・介護福祉士、実務者研修修了者、介護職員基礎研修修了者、居宅介護職員初任者研修修了者等であって3年以上の実務経験があること
 - ・行動援護従業者養成研修修了者
- +
- 5年以上の直接処遇経験(知的障害・精神障害者等)
※ 行動援護従業者養成研修修了者は3年(平成27年3月までの経過措置)
- ヘルパー:常勤換算2.5人以上
 - ・介護福祉士、介護職員基礎研修修了者、居宅介護職員初任者研修修了者等
 - ・行動援護従業者養成研修修了者 等
- +
- 2年以上の直接処遇経験(知的障害・精神障害者等)
※行動援護従業者養成研修修了者は1年

○ 報酬単価 (平成26年4月～)

■ 基本報酬

251単位(30分)～2,487単位(7.5時間以上)

■ 主な加算

特定事業所加算(10%又は20%加算)

→①サービス提供体制の整備、②良質な人材の確保、③重度障害者への対応に積極的に取り組む事業所のサービスを評価

特別地域加算(15%加算)

→中山間地域等に居住している者に対して提供されるサービスを評価

喀痰吸引等支援体制加算(1日当たり100単位加算)

→特定事業所加算(20%加算)の算定が困難な事業所に対して、喀痰の吸引等が必要な者に対する支援体制を評価

○ 事業所数 1,285 (国保連平成25年12月実績)

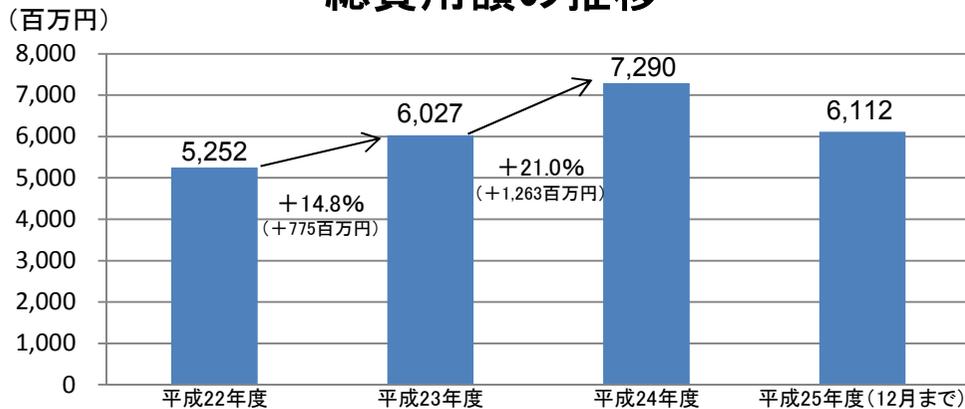
○ 利用者数 7,689 (国保連平成25年12月実績)

行動援護の現状

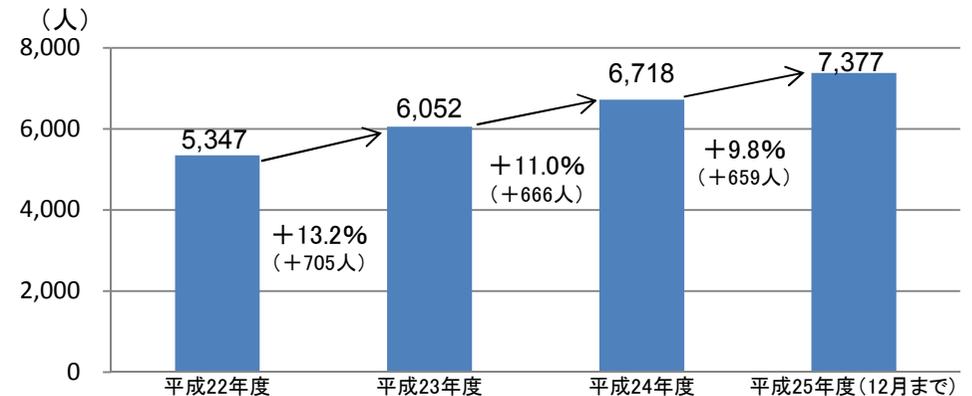
【行動援護の現状】

- 行動援護の平成24年度費用額は約73億円であり、介護給付・訓練等給付費総額の約0.5%を占めている。
- 利用者数、一人当たり費用額及び事業所数については毎年度増加している。

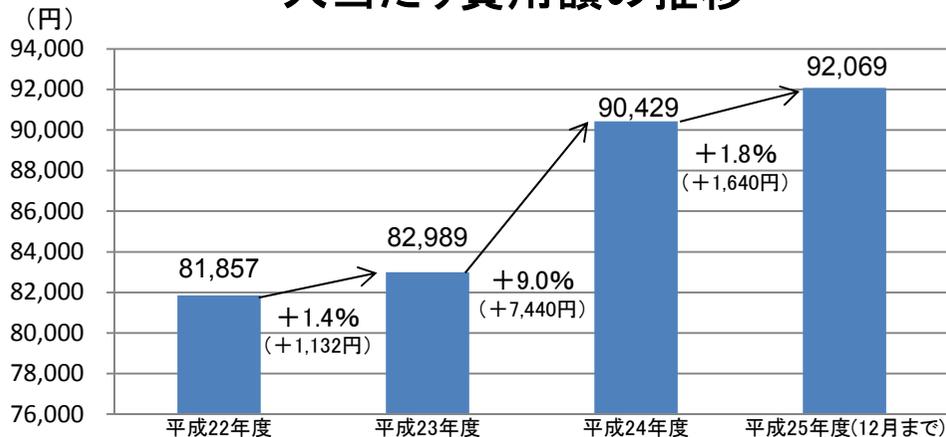
総費用額の推移



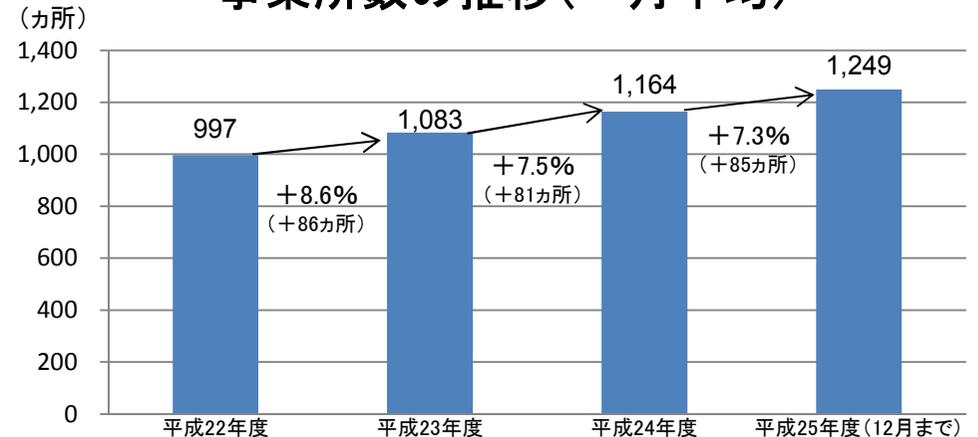
利用者数の推移(一月平均)



一人当たり費用額の推移



事業所数の推移(一月平均)



【行動援護の利用者の状況等】

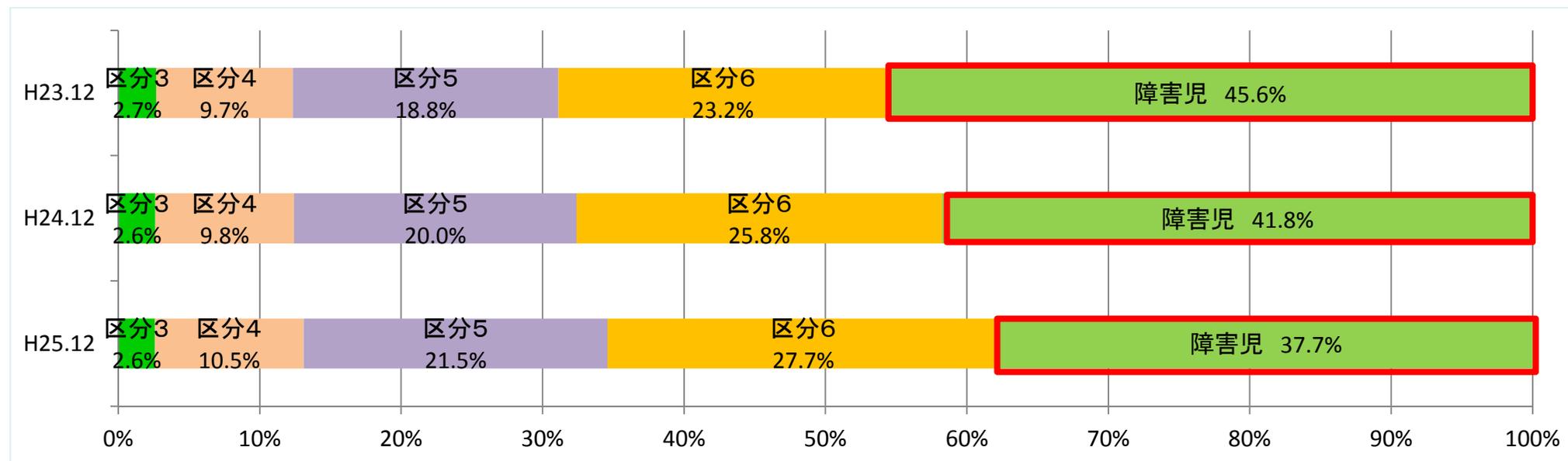
- 障害児が約4割を占めている。
- 30歳未満の利用者が約7割以上を占めている。

○ 行動援護の障害程度区分別推移

	区分3	区分4	区分5	区分6	区分なし(児)	合計
平成23年12月	160人	577人	1,124人	1,390人	2,728人	5,979人
平成24年12月	180人	675人	1,374人	1,777人	2,873人	6,879人
平成25年12月	198人	806人	1,647人	2,122人	2,891人	7,664人

※ 区分なし(者)、旧法区分を除く
出典:国保連データ

○ 行動援護の障害程度区分割合の推移



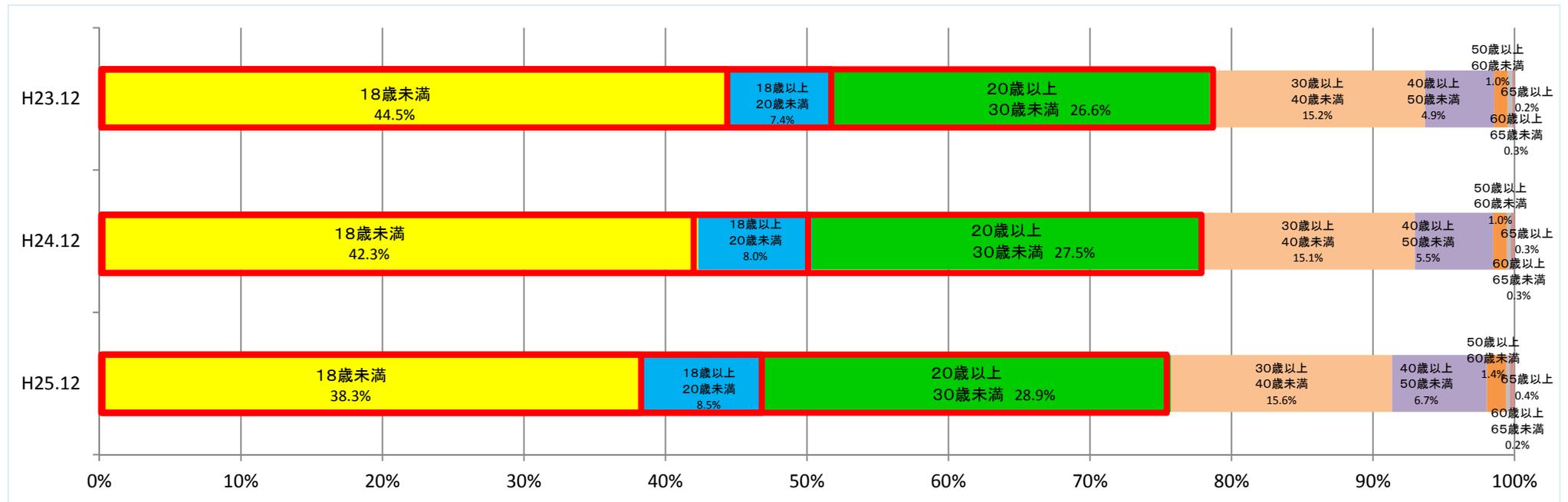
※ 区分なし(者)、旧法区分を除く
出典:国保連データ

○ 行動援護の年齢別の推移

	18歳未満	18歳以上 20歳未満	20歳以上 30歳未満	30歳以上 40歳未満	40歳以上 50歳未満	50歳以上 60歳未満	60歳以上 65歳未満	65歳以上	合計
平成23年12月	2,797人	465人	1,668人	955人	306人	60人	20人	11人	6,282人
平成24年12月	2,926人	554人	1,902人	1,044人	383人	66人	19人	19人	6,913人
平成25年12月	2,945人	657人	2,221人	1,200人	515人	105人	19人	27人	7,689人

※出典：国保連データ

○ 行動援護の年齢別割合の推移



※出典：国保連データ

○ 行動援護の報酬算定状況(平成25年12月)

加算部分

加算名称	単位数	取得率	費用額(千円)
利用者負担上限額管理加算	150単位/月	19.1%	647
特定事業所加算(Ⅰ)	所定単位数の20%を加算	13.5%	27,683
特定事業所加算(Ⅱ)	所定単位数の10%を加算	11.0%	7,020
特定事業所加算(Ⅲ)	所定単位数の10%を加算	2.8%	3,257
特別地域加算	所定単位数の15%を加算	15.2%	6,080
初回加算	200単位/月	6.7%	216
緊急時対応加算	100単位/回	1.4%	28
喀痰吸引等支援体制加算	100単位/回	0.0%	0
福祉・介護職員処遇改善加算	所定単位×加算率		
イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)		79.0%	58,509
ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)		0.9%	257
ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)		0.9%	177
福祉・介護職員処遇改善特別加算	所定単位×加算率	1.1%	142

基本部分	598,570
------	---------

合計	702,586
----	---------

※出典:平成25年12月国保連データ

療養介護について

療養介護

○ 対象者

- 病院等への長期の入院による医療的ケアに加え、常時の介護を必要とする身体・知的障害者
 - ① 筋萎縮性側索硬化症(ALS)患者等気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている者であって、障害程度区分6の者
 - ② 筋ジストロフィー患者又は重症心身障害者であって、障害程度区分5以上の者
- 平成24年3月31日において現に重症心身障害児施設又は指定医療機関に入院している者であって、平成24年4月1日以降療養介護を利用する者

○ サービス内容

- 病院等への長期入院による医学的管理の下、食事や入浴、排せつ等の介護や、日常生活上の相談支援等を提供。
- 利用者の障害程度に応じて、相応しいサービスの提供体制が確保されるよう、事業者ごとの利用者の平均障害程度区分に応じた人員配置の基準を設け、これに応じた報酬単価を設定

○ 主な人員配置

- サービス管理責任者
- 生活支援員 等 4:1~2:1以上

○ 報酬単価

■ 基本報酬

利用定員及び別に定める人員配置に応じた単位の設定(定員40人以下の場合)

○ 療養介護サービス費

520単位(4:1)~ 903単位(2:1) ※ 経過措置利用者等については6:1を設定

※ 平成24年3月31日において現に重症心身障害児施設等に入院している者であって、平成24年4月1日以降療養介護を利用する者については、経過的なサービス費の適用有り

※ 医療に要する費用及び食費等については、医療保険より給付

■ 主な加算

地域移行加算(500単位)

→利用者の退院後の生活についての相談援助を行う場合、退院後30日以内に当該利用者の居宅にて相談援助を行う場合それぞれ、入院中1回・退院後1回を限度に算定

○ **事業所数** 241(国保連平成25年12月実績)

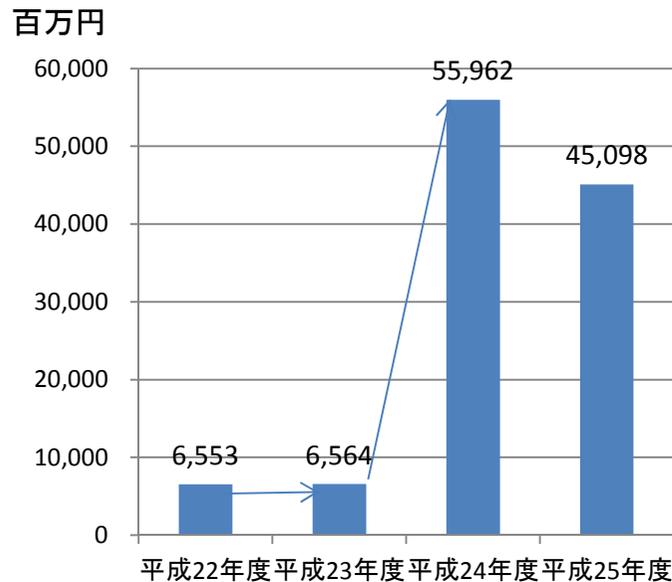
○ **利用者数** 19,316(国保連平成25年12月実績)

療養介護の現状

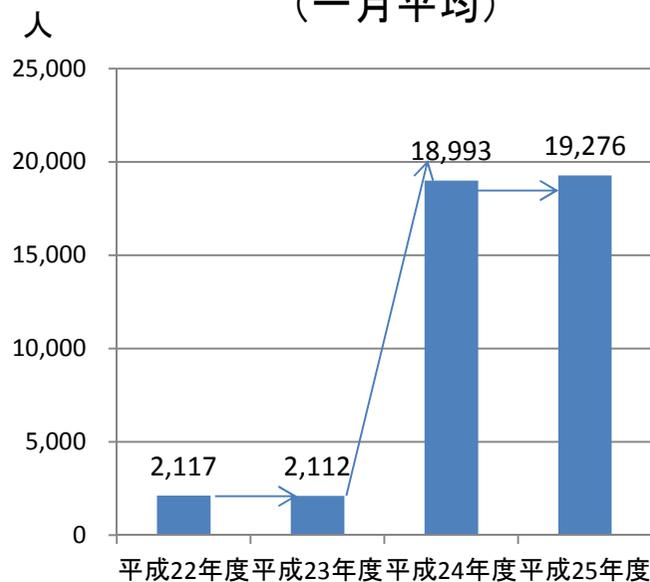
【療養介護の現状】

- 平成24年度から、これまで障害児の施設で受け入れていた医療が必要な18歳以上の施設入所者について、療養介護サービスで対応することとされたため、費用・利用者・事業所の全てで、平成23年度から平成24年度にかけて大幅に伸びている。
- 平成22年度と平成23年度、平成24年度と平成25年度それぞれの推移をみると大幅な変動は見られない。

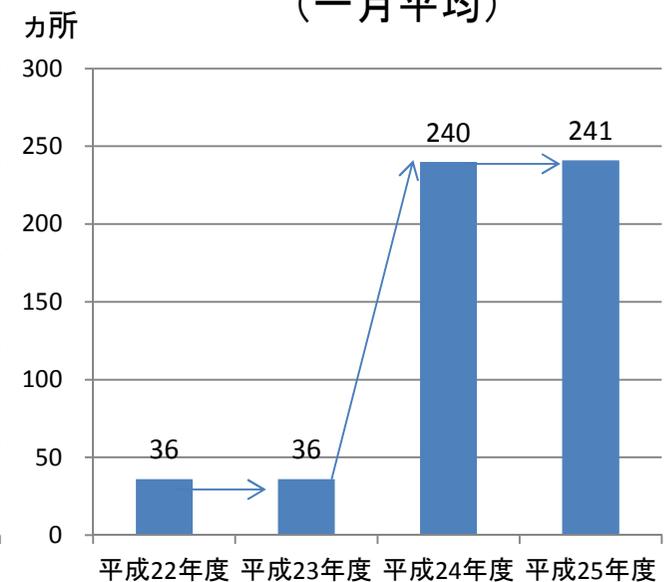
費用額の推移



利用児童数の推移 (一月平均)



事業所数の推移 (一月平均)

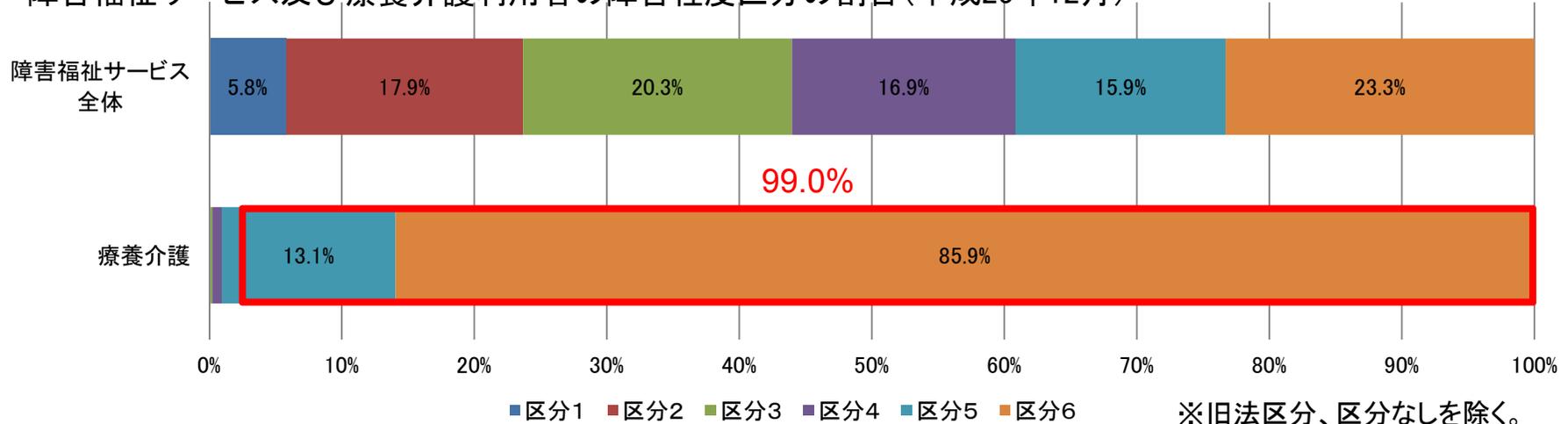


※出典: 国保連データ

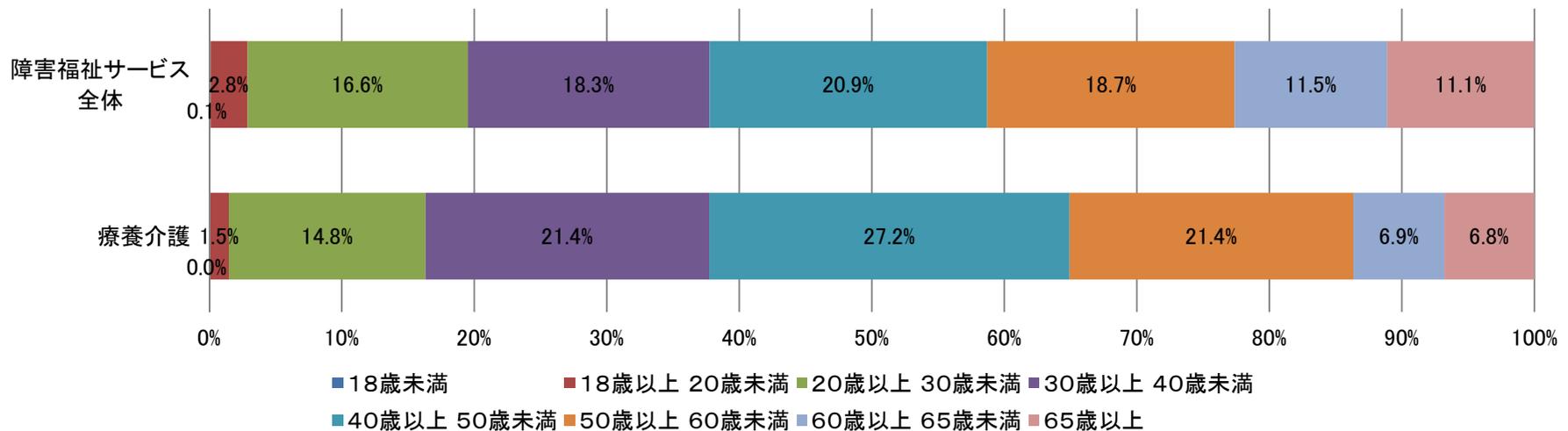
【療養介護の利用状況】

- 療養介護利用者は、原則区分5・6となっており、この2つで割合はほぼ100%。
- 療養介護利用者の年齢階層は、30～60歳の各区分の割合が若干大きくなっている。

○ 障害福祉サービス及び療養介護利用者の障害程度区分の割合（平成25年12月）



○ 障害福祉サービス及び療養介護利用者の年齢階層の割合（平成25年12月）



○ 療養介護の報酬算定状況(平成25年12月)

加算部分

加算名称	単位数	取得率	費用額(千円)
地域移行加算	500単位/回	0.4%	5
福祉専門職員配置等加算			
イ 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)	7単位/日	61.4%	23,782
ロ 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)	4単位/日	34.9%	9,133
人員配置体制加算			
イ 人員配置体制加算(Ⅰ)			
(1) 定員61人以上80人以下	6単位/日	6.6%	1,856
(2) 定員81人以上	17単位/日	21.6%	31,541
ロ 人員配置体制加算(Ⅱ)			
(1) 定員40人以下	170単位/日	0.8%	3,528
(2) 定員41人以上60人以下	200単位/日	0.8%	4,597
(3) 定員61人以上80人以下	224単位/日	4.6%	54,871
(4) 定員81人以上	237単位/日	8.7%	168,983
障害福祉サービスの体験利用支援加算	300単位/日	0.0%	0
福祉・介護職員処遇改善加算	所定単位×加算率		
イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)		34.0%	26,030
ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)		0.4%	51
ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)		2.1%	702
福祉・介護職員処遇改善特別加算	所定単位×加算率	2.9%	618

基本部分	4,766,495
------	-----------

合計	5,092,192
----	-----------

生活介護について

生活介護

○ 対象者

地域や入所施設において、安定した生活を営むため、常時介護等の支援が必要な者

- ① 障害程度区分が区分3(障害者支援施設等に入所する場合は区分4)以上である者
- ② 年齢が50歳以上の場合は、障害程度区分が区分2(障害者支援施設等に入所する場合は区分3)以上である者

○ サービス内容

主として昼間において、入浴、排せつ及び食事等の介護や、日常生活上の支援、生産活動の機会等の提供

○ 主な人員配置

利用者の障害程度に応じて、相応しいサービスの提供体制が確保されるよう、利用者の平均障害程度区分等に応じた人員配置の基準を設定

- サービス管理責任者
- 生活支援員等 6:1～3:1

○ 報酬単価 (平成26年4月～)

■ 基本報酬

基本単位数は、事業者ごとに利用者の①利用定員の合計数及び②障害程度区分に応じ所定単位数を算定。

■ 定員21人以上40人以下の場合

(区分6)	(区分5)	(区分4)	(区分3)	(区分2以下)※未判定の者を含む
1,170単位	883単位	632単位	572単位	524単位

■ 主な加算

人員配置体制加算(33～265単位)
→直接処遇職員を加配(1.7:1～2.5:1)した事業所に加算
※ 指定生活介護事業所は区分5・6・準ずる者が一定の割合を満たす必要

訪問支援特別加算(187～280単位)
→連続した5日間以上利用がない利用者に対し、居宅を訪問して相談援助等を行った場合(1月に2回まで加算)

延長支援加算(61～92単位)
→営業時間である8時間を超えてサービスを提供した場合(通所による利用者に限る)

○ **事業所数** 8,303(国保連平成25年12月実績)

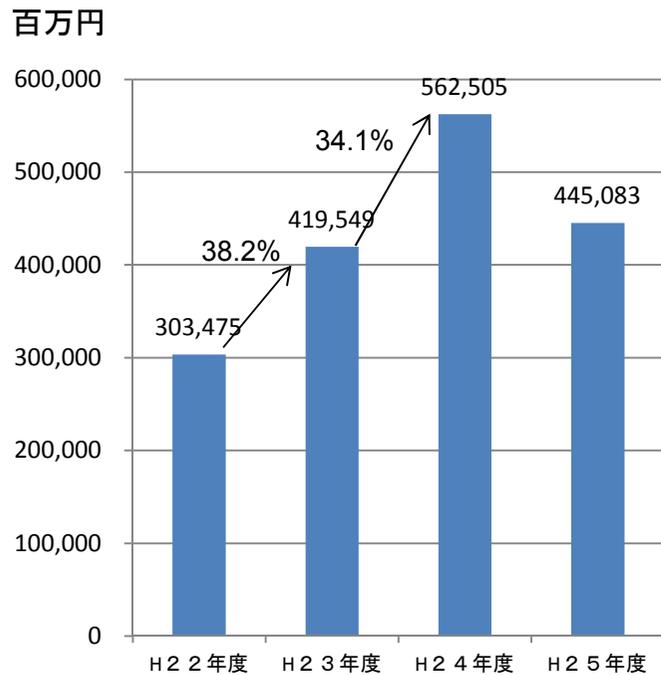
○ **利用者数** 251,506(国保連平成25年12月実績)

生活介護の現状

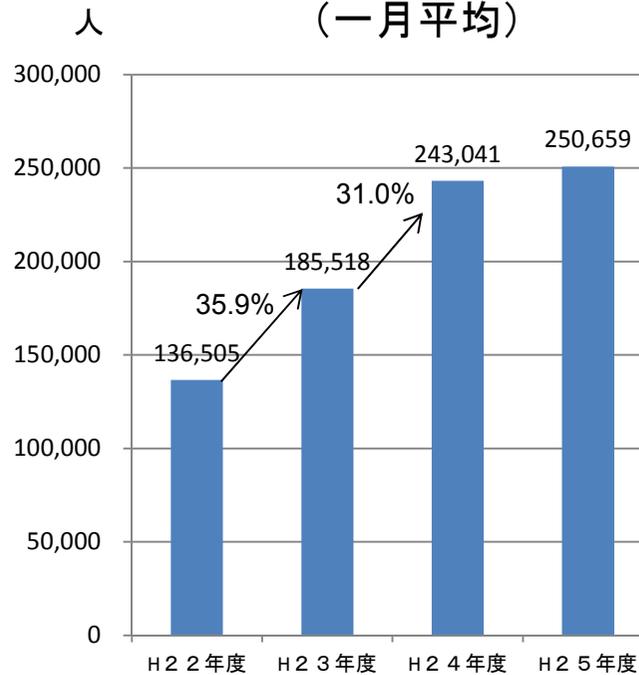
【生活介護の利用状況】

- 生活介護の費用額(平成24年度)は約5,625億円であり、総費用額の39.0%を占めている。
- 費用額、利用者数、事業所数については、新体系移行が進んだ影響等により、毎年大きな伸びを示している。

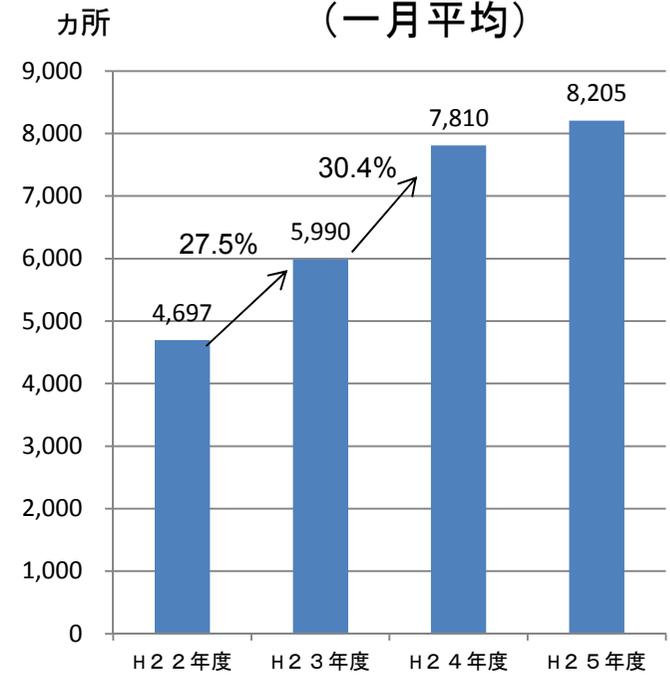
費用額の推移



利用者数の推移 (一月平均)



事業所数の推移 (一月平均)



※平成25年度は12月までの実績から算出

※出典: 国保連データ

【生活介護の利用状況】

- 生活介護の利用者数は、区分5、6の者が約6割を占める。
- 報酬改定前と比較して、区分5、6の者の割合は変わっていない。

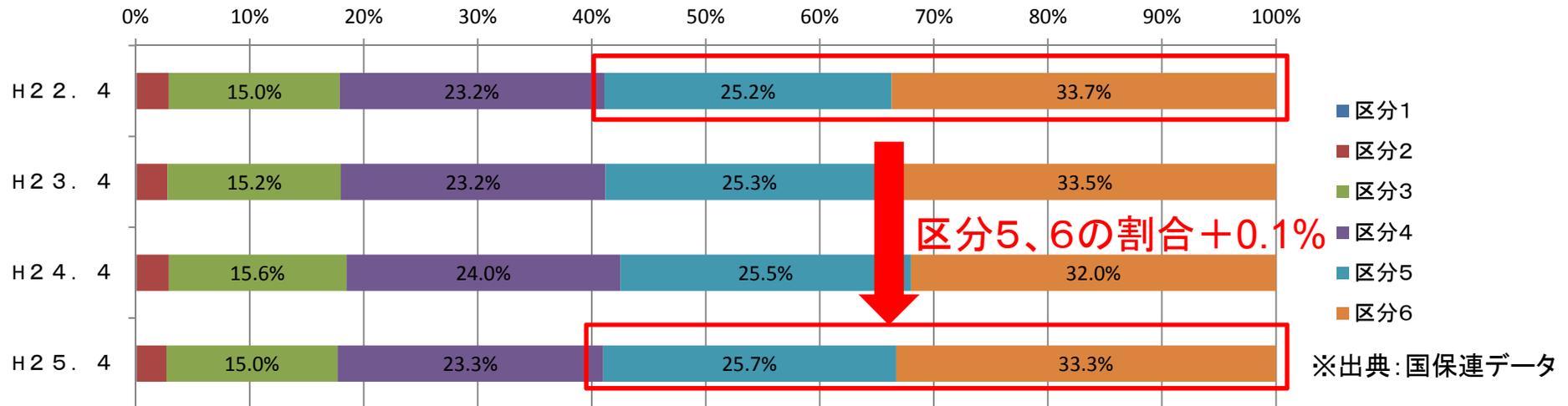
○ 生活介護の利用者数(人)

障害程度区分	総数	障害程度区分1	障害程度区分2	障害程度区分3	障害程度区分4	障害程度区分5	障害程度区分6
利用者数	251,005	234	6,485	37,186	57,734	64,617	84,749
割合	100.0%	0.1%	2.6%	14.8%	23.0%	25.7%	33.8%

59.5%

※旧法区分、区分なしを除く。 ※出典：国保連データ(平成25年12月)

○ 生活介護の障害程度区分の割合の推移



○ 生活介護の年齢階層別の分布状況

年齢層	計	18歳未満	18歳以上 20歳未満	20歳以上 30歳未満	30歳以上 40歳未満	40歳以上 50歳未満	50歳以上 60歳未満	60歳以上 65歳未満	65歳以上
利用者数	251,506	198	6,945	47,995	51,257	51,988	40,385	23,498	29,240
割合	100.0%	0.1%	2.8%	19.1%	20.4%	20.7%	16.1%	9.3%	11.6%

※出典：国保連データ
(平成25年12月)

○ 生活介護の報酬算定状況(平成25年12月)

加算部分			
	単位数	加算取得率 (%)	費用額 (千円)
利用者負担上限額管理加算	150単位/回	3.9	678
初期加算	30単位/日	14.2	5,131
視覚・聴覚言語障害者支援体制加算	41単位/日	1.6	48,238
食事提供体制加算	42単位/日	67.9	680,214
訪問支援特別加算	187～280単位/日	2.1	650
リハビリテーション加算	20単位/日	8.9	107,177
福祉専門職員配置等加算	6～10単位/日	72.2	364,905
欠席時対応加算	94単位/日	50.0	55,384
人員配置体制加算			
人員配置体制加算(Ⅰ)	209～265/日	21.1	2,943,393
人員配置体制加算(Ⅱ)	133～181/日	10.9	1,075,654
人員配置体制加算(Ⅲ)	35～51/日	16.0	358,172
延長支援加算	61～92/日	2.6	5,181
送迎加算	27/回	52.4	655,824
送迎加算(重度)	14/回	17.5	123,847
障害福祉サービスの体験利用支援加算	300単位/日	0.1	77
福祉・介護職員処遇改善加算	所定単位×加算率		
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)		76.4	985,695
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)		1.1	11,899
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)		0.9	8,300
福祉・介護職員処遇改善特別加算	所定単位×加算率	1.9	8,476
基本部分			40,971,315
合計			48,410,210

※出典：平成25年12月国保連データ

短期入所について

短期入所

○ 対象者

居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障害者支援施設等への短期間の入所が必要な者

■ 福祉型(障害者支援施設等において実施可能)

- ・障害程度区分1以上である障害者
- ・障害児の障害の程度に応じて厚生労働大臣が定める区分における区分1以上に該当する障害児

■ 医療型(病院、診療所、介護老人保健施設において実施可能)(※)

- ※ 病院、診療所については、法人格を有さない医療機関を含む。また、宿泊を伴わない場合は無床診療所も実施可能。
- ・遷延性意識障害児・者、筋萎縮性側索硬化症等の運動ニューロン疾患の分類に属する疾患を有する者及び重症心身障害児・者等

○ サービス内容

- 当該施設に短期間の入所をさせ、入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な支援を行う
- 本体施設の利用者とみなした上で、本体施設として必要とされる以上の職員を配置し、これに応じた報酬単価を設定

○ 主な人員配置

- 併設型・空床型
本体施設の配置基準に準じる
- 単独型
当該利用日の利用者数に対し6人につき1人

○ 報酬単価 (平成26年4月～)

■ 基本報酬

福祉型短期入所サービス費(Ⅰ)～(Ⅳ)
→障害者(児)について、障害程度区分に応じた単位の設定
165単位～888単位

医療型短期入所サービス費(Ⅰ)～(Ⅲ)
(宿泊を伴う場合)
→区分6の気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている者、重症心身障害児・者等に対し、支援を行う場合
1,398単位～2,598単位

医療型特定短期入所サービス費(Ⅰ)～(Ⅲ)(宿泊を伴わない場合)(Ⅳ)～(Ⅵ)(宿泊のみの場合)
→左記と同様の対象者に対し支援を行う場合
932単位～2,478単位

■ 主な加算

単独型加算(320 単位)
→併設型・空床型ではない指定短期入所事業所にて、指定短期入所を行った場合

緊急短期入所体制確保加算(40単位)
緊急短期入所受入加算(福祉型60単位、医療型90単位)
→空床の確保や緊急時の受入れを行った場合

特別重度支援加算(120単位/388単位)
→医療ニーズの高い障害児・者に対しサービスを提供した場合

○ **事業所数** 3,729(国保連平成25年12月実績) 医療型の指定数:327 (25.10 障害福祉課調べ)

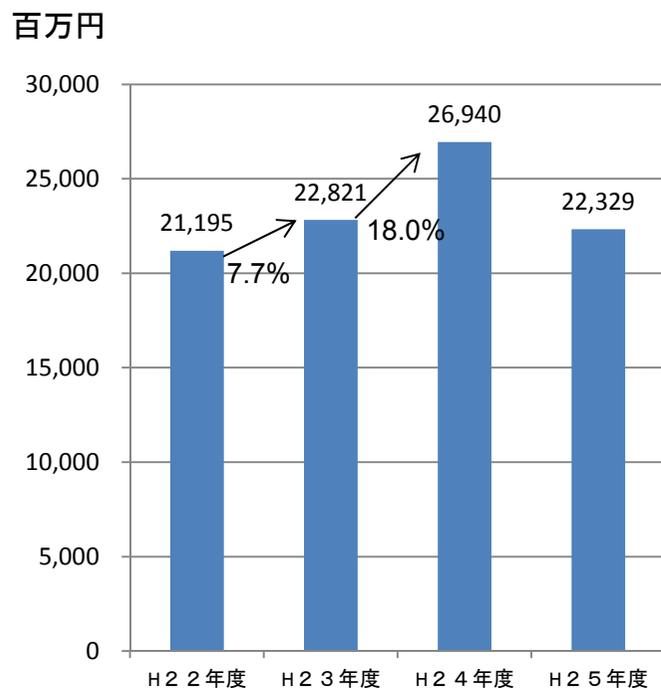
○ **利用者数** 37,436(国保連平成25年12月実績)

短期入所(ショートステイ)の現状

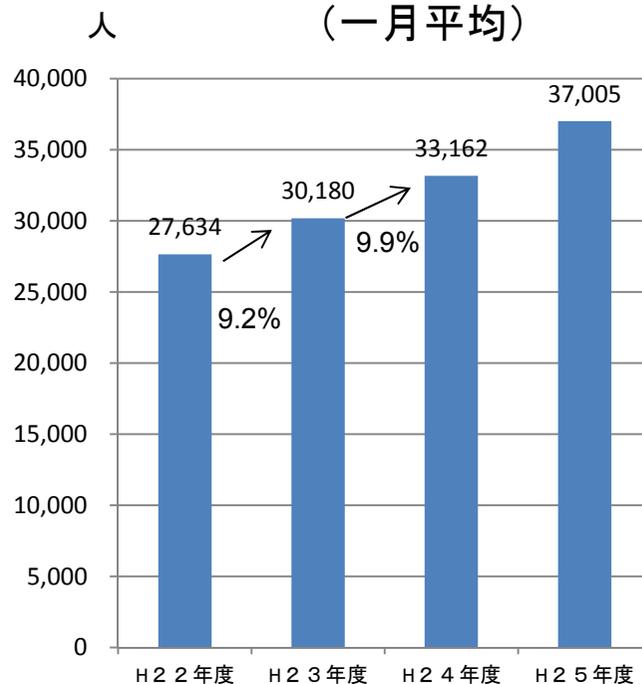
【短期入所の利用状況】

- 短期入所の費用額(平成24年度)は約269億円であり、総費用額の1.9%を占めている。
- 利用者数については、毎年9%前後で伸びており、事業所数は23年度から24年度にかけて5.2%で伸びている。

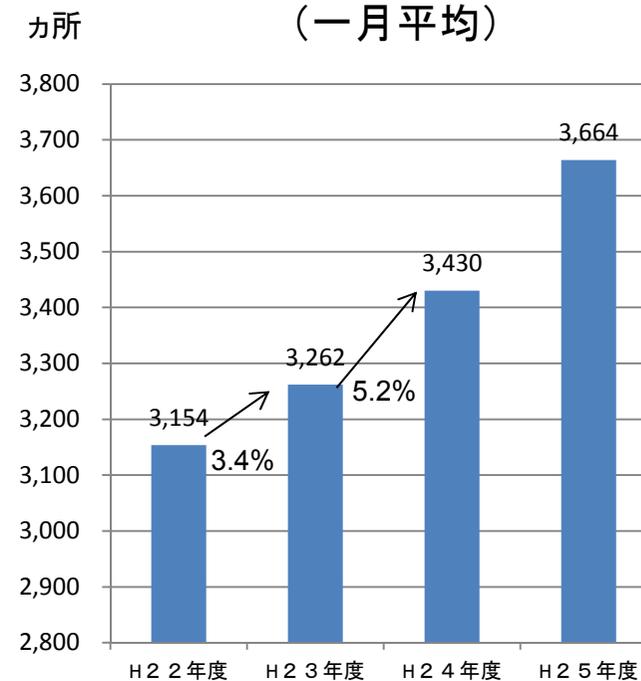
費用額の推移



利用者数の推移 (一月平均)



事業所数の推移 (一月平均)



※平成25年度は12月までの実績から算出

※出典:国保連データ

【短期入所の利用状況】

- 短期入所の利用者数は、区分5、6の者が半数以上を占める。
- 報酬改定前と比較して、区分5、6の者の割合はあまり変わっていない。

○ 短期入所の利用者数(人)

障害程度区分	総数	障害程度区分1	障害程度区分2	障害程度区分3	障害程度区分4	障害程度区分5	障害程度区分6
利用者数	31,332	499	2,188	4,906	6,320	6,789	10,630
割合	100.0%	1.6%	7.0%	15.7%	20.2%	21.7%	33.9%

55.6%

※旧法区分、区分なしを除く。 ※出典：国保連データ(平成25年12月)

○ 短期入所の障害程度区分の割合の推移



○ 短期入所の年齢階層別の分布状況

年齢層	計	18歳未満	18歳以上 20歳未満	20歳以上 30歳未満	30歳以上 40歳未満	40歳以上 50歳未満	50歳以上 60歳未満	60歳以上 65歳未満	65歳以上
利用者数	37,436	6,207	2,201	11,653	7,781	5,023	2,681	1,402	488
割合	100.0%	16.6%	5.9%	31.1%	20.8%	13.4%	7.2%	3.7%	1.3%

※出典：国保連データ
(平成25年12月)

○ 短期入所の報酬算定状況(平成25年12月)

加算部分

	単位数	加算取得率 (%)	費用額 (千円)
利用者負担上限額管理加算	150単位/回	4.5	359
食事提供体制加算	68単位/日	89.6	162,727
栄養士配置加算			
栄養士配置加算Ⅰ	22単位/日	58.2	36,334
栄養士配置加算Ⅱ	12単位/日	6.5	2,241
重度障害者支援加算	50単位/日	19.8	8,141
短期利用加算	30単位/日	91.2	63,949
単独型加算	320単位/日	21.0	208,752
医療連携体制加算Ⅰ～Ⅳ	100～500単位/日	0.6	1,355
特別重度加算			
特別重度加算Ⅰ	388単位/日	2.6	22,794
特別重度加算Ⅱ	120単位/日	1.6	2,093
緊急短期入所体制確保加算	40単位/日	1.1	2,524
緊急短期入所受入加算Ⅰ・Ⅱ	60～90単位/日	0.4	120
送迎加算	186単位/回	27.1	40,499
福祉・介護職員処遇改善加算	所定単位×加算率		
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)		74.0	46,975
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)		1.1	451
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)		0.9	505
福祉・介護職員処遇改善特別加算	所定単位×加算率	2.0	540

基本部分			1,908,854
------	--	--	-----------

合計			2,509,213
----	--	--	-----------

重度障害者等包括支援について

重度障害者等包括支援

○ 対象者

- 常時介護を要する障害者等であって、その介護の必要の程度が著しく高い者
→ 障害支援区分6であって、意思疎通を図ることに著しい支障がある者であって、下記のいずれかに該当する者

	類 型	状 態 像
重度訪問介護の対象であって、四肢すべてに麻痺等があり、寝たきり状態にある障害者のうち、右のいずれかに該当する者	人工呼吸器による呼吸管理を行っている身体障害者（Ⅰ類型）	・筋ジストロフィー ・脊椎損傷 ・ALS ・遷延性意識障害 等
	最重度知的障害者（Ⅱ類型）	・重症心身障害者 等
障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等(12項目)の合計点数が10点以上である者（Ⅲ類型）		・強度行動障害 等

○ サービス内容

- 訪問系サービス(居宅介護、重度訪問介護等)や通所サービス(生活介護、短期入所等)等を組み合わせて、包括的に提供

○ 主な人員配置

- サービス提供責任者:1人以上(1人以上は専任かつ常勤)
(下記のいずれにも該当)
 - ・相談支援専門員の資格を有する者
 - ・重度障害者等包括支援対象者の直接処遇に3年以上従事した者

○ 運営基準

- 利用者と24時間連絡対応可能な体制の確保
- 2以上の障害福祉サービスを提供できる体制を確保(第三者への委託も可)
- 専門医を有する医療機関との協力体制がある
- サービス利用計画を週単位で作成
- 提供されるサービスにより、最低基準や指定基準を満たす

○ 報酬単価 (平成26年4月～)

■ 基本報酬

- 4時間 793単位 ○1日につき12時間を超える分は4時間773単位
- 短期入所 882単位/日 ○共同生活介護 951単位/日(夜間支援体制加算含む)

■ 主な加算

特別地域加算(15%加算)
→中山間地域等に居住している者に対して提供されるサービスを評価

短期入所利用者で、低所得である場合は1日当たり(68単位加算)
※ 平成27年3月31日まで

○ 事業所数 10 (国保連平成25年12月実績)

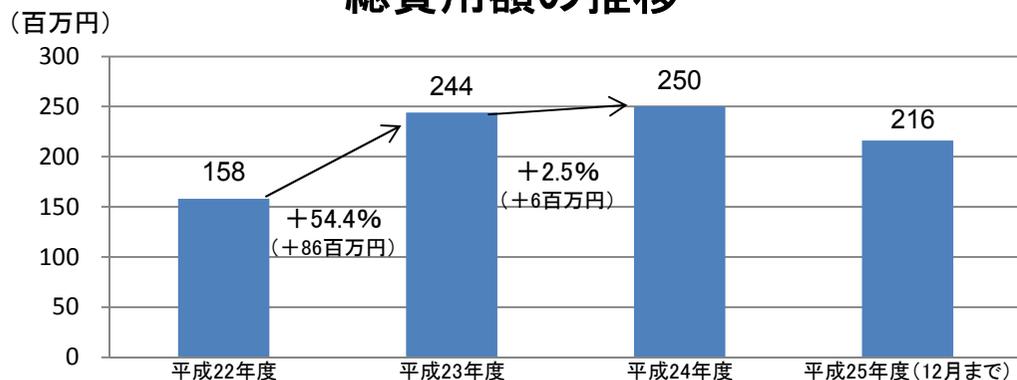
○ 利用者数 38 (国保連平成25年12月実績)

重度障害者等包括支援の現状

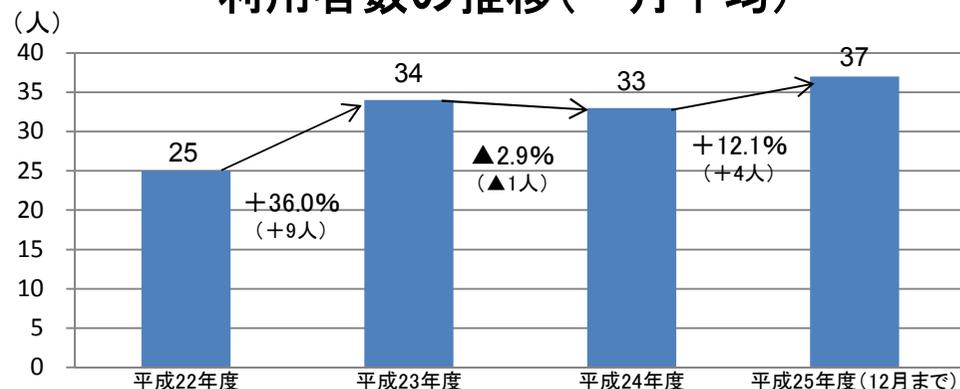
【重度障害者等包括支援の現状】

- 重度障害者等包括支援の平成24年度費用額は約2.5億円であり、介護給付・訓練等給付費総額の約0.02%を占めている。
- 利用者数、事業所数については、ほぼ横ばいである。

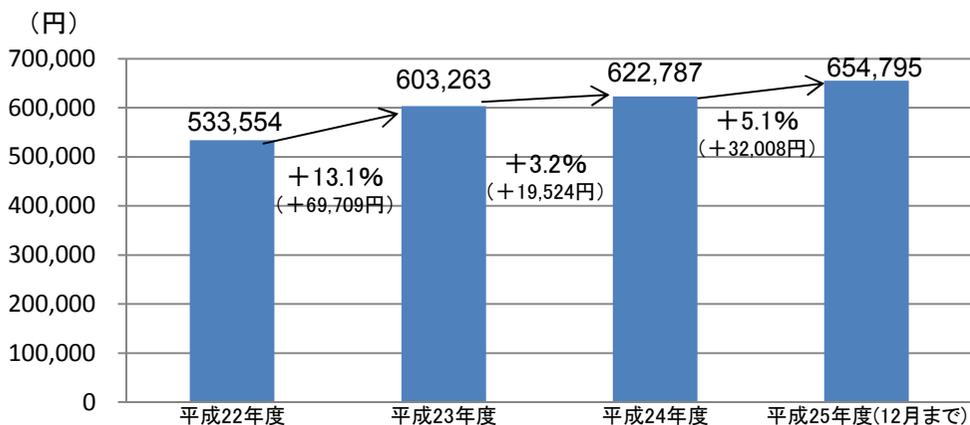
総費用額の推移



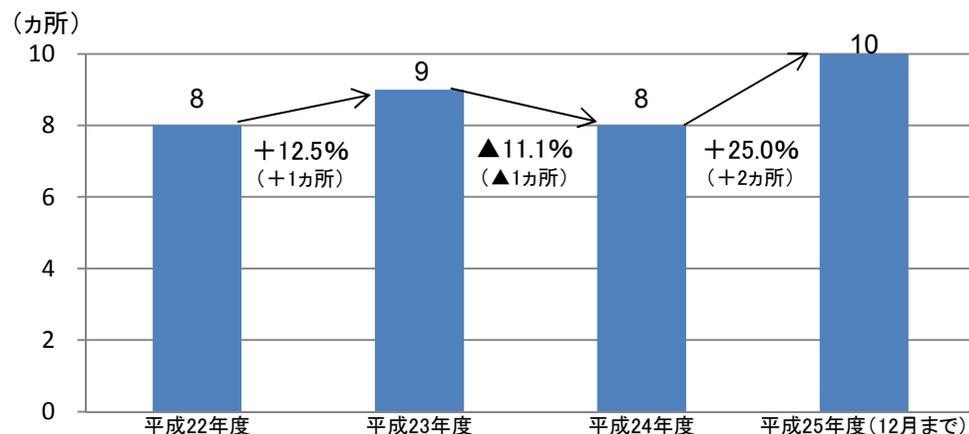
利用者数の推移(一月平均)



一人当たり費用額の推移



事業所数の推移(一月平均)



【重度障害者等包括支援の利用者の状況等】

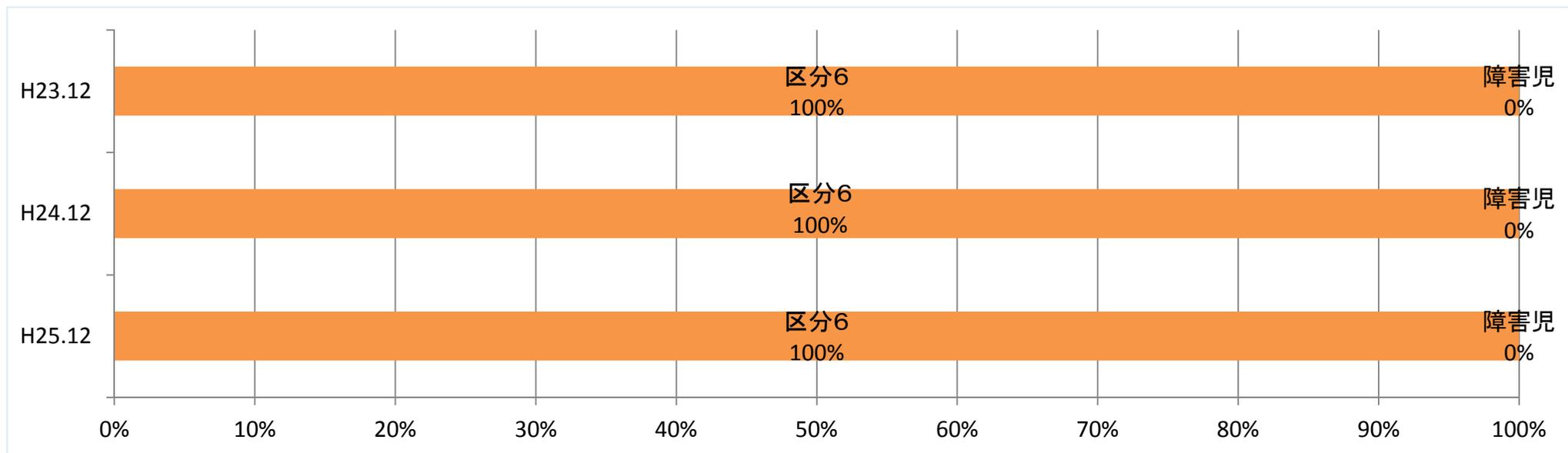
○ 20歳～40歳の利用者で約8割以上を占めている。

○ 重度障害者等包括支援の障害程度区分別推移

	区分6	区分なし(児)	合計
平成23年12月	34人	0人	34人
平成24年12月	34人	0人	34人
平成25年12月	38人	0人	38人

※ 区分なし(者)、旧法区分を除く
出典:国保連データ

○ 重度障害者等包括支援の障害程度区分割合の推移



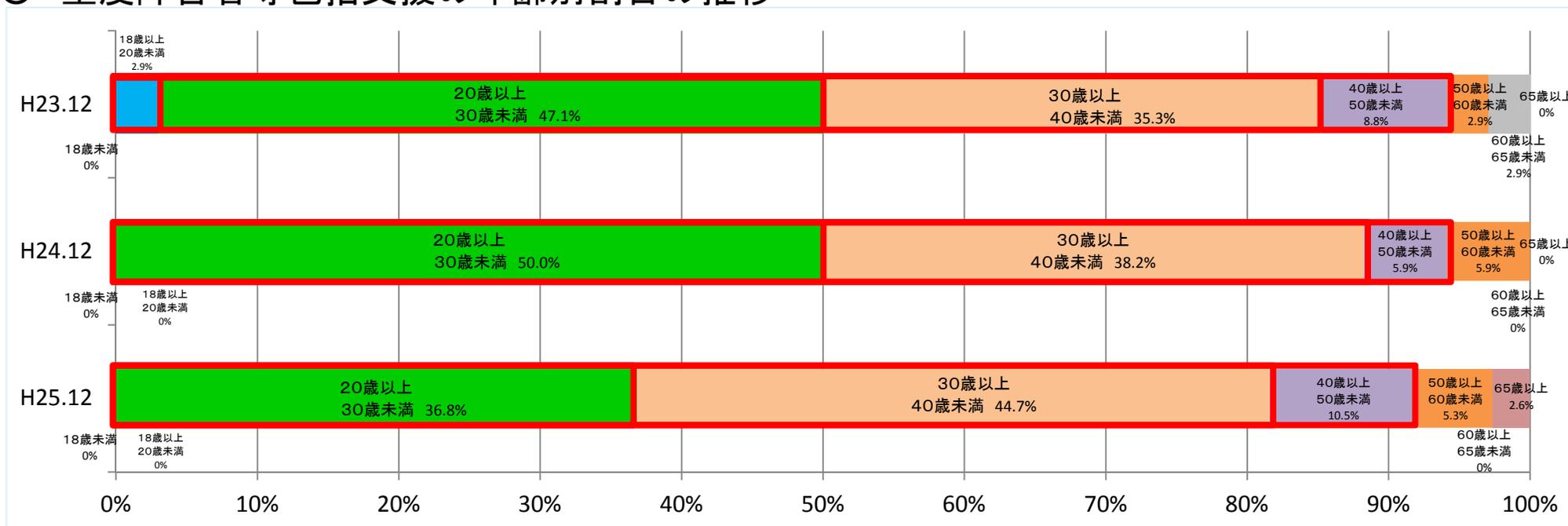
※ 区分なし(者)、旧法区分を除く
出典:国保連データ

○ 重度障害者等包括支援の年齢別の推移

	18歳未満	18歳以上 20歳未満	20歳以上 30歳未満	30歳以上 40歳未満	40歳以上 50歳未満	50歳以上 60歳未満	60歳以上 65歳未満	65歳以上	合計
平成23年12月	0人	1人	16人	12人	3人	1人	1人	0人	34人
平成24年12月	0人	0人	17人	13人	2人	2人	0人	0人	34人
平成25年12月	0人	0人	14人	17人	4人	2人	0人	1人	38人

※出典：国保連データ

○ 重度障害者等包括支援の年齢別割合の推移



※出典：国保連データ

○ 重度障害者包括支援の報酬算定状況(平成25年12月)

加算部分

加算名称	単位数	取得率	費用額(千円)
特別地域加算	所定単位数の15%を加算	20.0%	531
喀痰吸引等支援体制加算	100単位/回	10.0%	27
福祉・介護職員処遇改善加算	所定単位×加算率		
イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)		90.0%	214
ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)		0.0%	0
ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)		10.0%	22
福祉・介護職員処遇改善特別加算	所定単位×加算率	0.0%	0

基本部分	24,396
------	--------

合計	25,190
----	--------

※出典:平成25年12月国保連データ

施設入所支援について

施設入所支援

○ 対象者

夜間において、介護が必要な者、入所させながら訓練等を実施することが必要かつ効果的であると認められるもの又は通所が困難である自立訓練又は就労移行支援の利用者

- ① 生活介護利用者のうち、区分4以上の者(50歳以上の場合は、区分3以上)
- ② 自立訓練又は就労移行支援の利用者のうち、入所させながら訓練等を実施することが必要かつ効果的であると認められる者又は通所によって訓練を受けることが困難な者
- ③ 生活介護利用者のうち、①に該当しないが、市町村がサービス等利用計画案に基づき必要と認める区分1以上の者
- ④ 就労継続支援B型の利用者のうち、市町村がサービス等利用計画案に基づき必要と認める者

○ サービス内容

- 夜間における入浴、排せつ等の介護や日常生活上の相談支援等を実施
- 生活介護の利用者は、利用期間の制限なし
自立訓練及び就労移行支援の利用者は、当該サービスの利用期間に限定

○ 主な人員配置

- サービス管理責任者
- 休日等の職員配置
→利用者の状況に応じ、必要な支援を行うための勤務体制を確保
- 生活支援員 利用者数 60人以下の場合、1人以上

○ 報酬単価 (平成26年4月～)

■ 基本報酬

基本単位数は、事業者ごとに利用者の①利用定員の合計数及び②障害程度区分に応じ所定単位数を算定。

■ 定員40人以下の場合	(区分6)	(区分5)	(区分4)	(区分3)	(区分2以下)※未判定の者を含む
	451単位	380単位	307単位	231単位	167単位

■ 主な加算

重度障害者支援加算

- (Ⅰ) 特別な医療を受けている利用者[28単位]
→区分6であって、次に該当する者が2人以上の場合は更に22単位
- ①気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理が必要な者
 - ②重症心身障害者
- (Ⅱ) 強度行動障害者[10単位～735単位]

夜勤職員配置体制加算

- 夜勤職員の勤務体制を手厚くしている場合
- ・利用定員が21人以上40人以下の場合[49単位]
 - ・利用定員が41人以上60人以下の場合[41単位]
 - ・利用定員が61人以上の場合[36単位]

○ 事業所数 2,627(国保連平成25年12月実績)

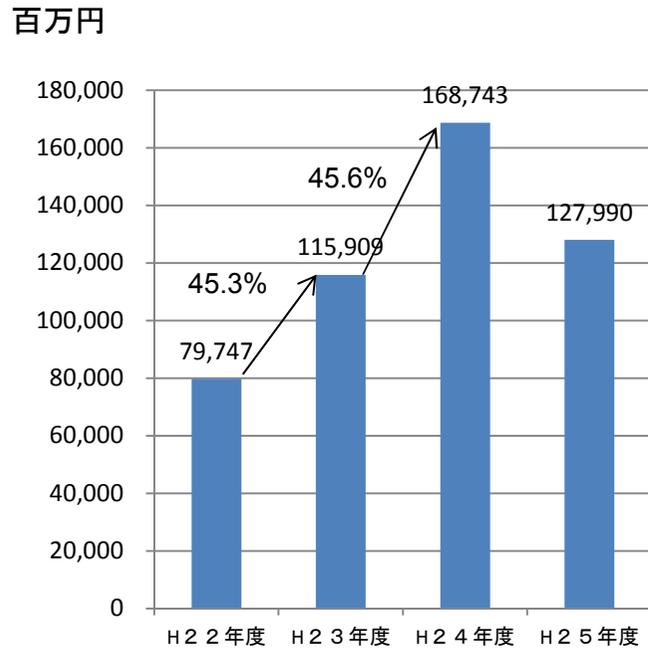
○ 利用者数 133,243(国保連平成25年12月実績)

施設入所支援の現状

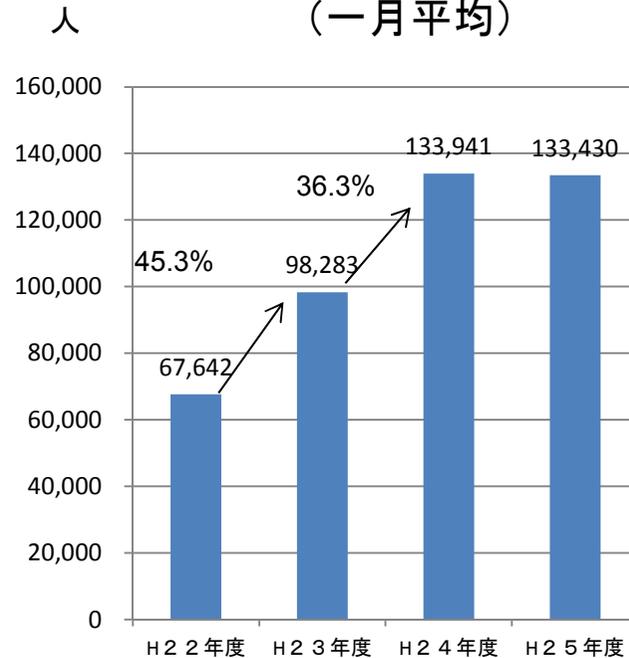
【施設入所支援の利用状況】

- 施設入所支援の費用額(平成24年度)は約1,687億円であり、総費用額の11.7%を占めている。
- 費用額、利用者数、事業所数については、新体系移行が進んだ影響等により、毎年大きな伸びを示している。

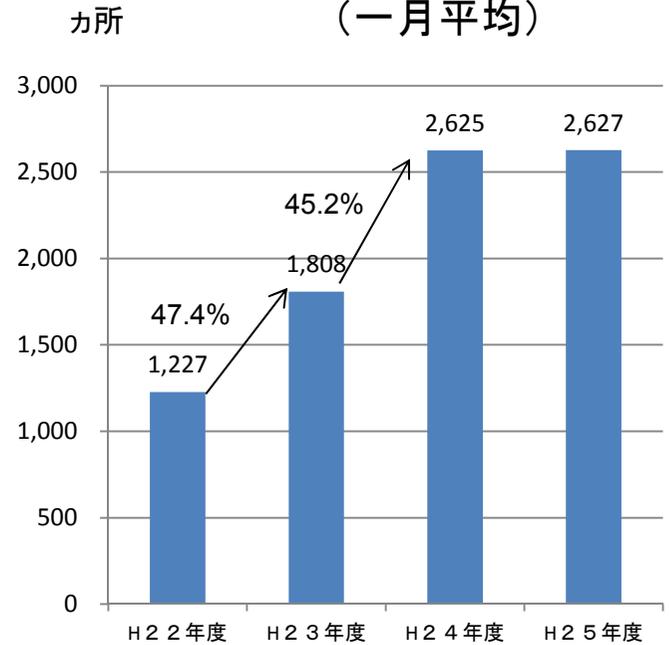
費用額の推移



利用者数の推移 (一月平均)



事業所数の推移 (一月平均)



※平成25年度は12月までの実績から算出

※出典: 国保連データ

【施設入所支援の利用状況】

- 施設入所支援の利用者数は、区分5、6の者が6割以上を占める。
- 報酬改定前と比較して、区分5、6の者の割合は変わっていない。

○ 施設入所支援の利用者数(人)

障害程度区分	総数	障害程度区分1	障害程度区分2	障害程度区分3	障害程度区分4	障害程度区分5	障害程度区分6
利用者数	132,380	550	3,054	12,415	27,600	37,229	51,532
割合	100.0%	0.4%	2.3%	9.4%	20.8%	28.1%	38.9%

67.0%

※旧法区分、区分なしを除く。※出典：国保連データ(平成25年12月)

○ 施設入所支援の障害程度区分の割合の推移



○ 施設入所支援の年齢階層別の分布状況

年齢層	計	18歳未満	18歳以上 20歳未満	20歳以上 30歳未満	30歳以上 40歳未満	40歳以上 50歳未満	50歳以上 60歳未満	60歳以上 65歳未満	65歳以上
利用者数	133,243	138	970	10,360	21,505	31,116	28,303	16,365	24,486
割合	100.0%	0.1%	0.7%	7.8%	16.1%	23.4%	21.2%	12.3%	18.4%

※出典：国保連データ
(平成25年12月)

○ 施設入所支援の報酬算定状況(平成25年12月)

加算部分			
	単位数	加算取得率 (%)	費用額 (千円)
地域移行加算	500単位/回	1.2	362
入所時特別支援加算	30単位/日	20.3	4,150
入院時支援特別加算	561～1122単位/回	7.4	2,739
重度障害者支援加算			
重度障害者支援加算Ⅰ	28単位/日	13.2	167,414
重度障害者支援加算Ⅰ(一定の条件を満たす場合)	22単位/日		81,533
重度障害者支援加算Ⅱ	10～735単位/日	38.6	825,293
90日以内	700単位/日	1.4	9,516
入院・外泊時加算			
入院・外泊時加算Ⅰ	247～320単位/日	92.5	461,109
入院・外泊時加算Ⅱ	147～191単位/日	47.5	54,933
地域生活移行個別支援特別加算			
地域生活移行個別支援特別加算Ⅰ	12単位/日	2.1	13,628
地域生活移行個別支援特別加算Ⅱ	306単位/日	1.1	3,890
夜間看護体制加算	60単位/日	2.2	93,710
栄養マネジメント加算	10単位/日	37.2	170,178
経口移行加算	28単位/日	0.7	236
経口維持加算	5～28単位/日	3.2	1,627
療養食加算	23単位/日	24.4	38,239
夜勤職員配置体制加算	36～49単位/日	53.7	957,137
福祉・介護職員処遇改善加算	所定単位×加算率		
福祉・介護職員処遇改善加算Ⅰ		80.7	341,456
福祉・介護職員処遇改善加算Ⅱ		1.2	4,562
福祉・介護職員処遇改善加算Ⅲ		0.9	3,056
福祉・介護職員処遇改善特別加算	所定単位×加算率	2.7	3,387
基本部分			11,022,641

※出典:平成25年12月国保連データ

自立訓練（機能訓練）について

自立訓練(機能訓練)

○ 対象者

地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上等のため、一定期間の訓練が必要な身体障害者

- ① 入所施設・病院を退所・退院した者であって、地域生活への移行等を図る上で、身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復などを目的とした訓練が必要な者
- ② 特別支援学校を卒業した者であって、地域生活を営む上で、身体機能の維持・回復などを目的とした訓練が必要な者 等

○ サービス内容

- 理学療法や作業療法等の身体的リハビリテーションや、日常生活上の相談支援等を実施
- 通所による訓練を原則としつつ、個別支援計画の進捗状況に応じ、訪問による訓練を組み合わせ
- 利用者ごとに、標準期間(18ヶ月、頸髄損傷による四肢麻痺等の場合は36ヶ月)内で利用期間を設定

○ 主な人員配置

- サービス管理責任者
- 生活支援員 等 → 6:1以上

○ 報酬単価 (平成26年4月～)

■ 基本報酬

通所による訓練

601単位～784単位(定員20人以下)

訪問による訓練

255単位 (1時間未満の場合)

587単位 (1時間以上の場合)

※ 訪問のうち、視覚障害者に対する専門訓練 753単位

■ 主な加算

リハビリテーション加算(20単位)

→利用者それぞれにリハビリテーション実施計画を作成し、個別のリハビリテーションを行った場合

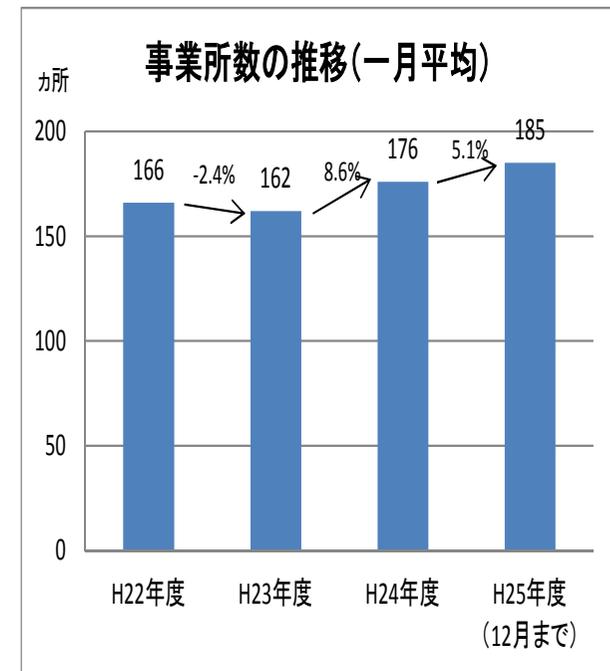
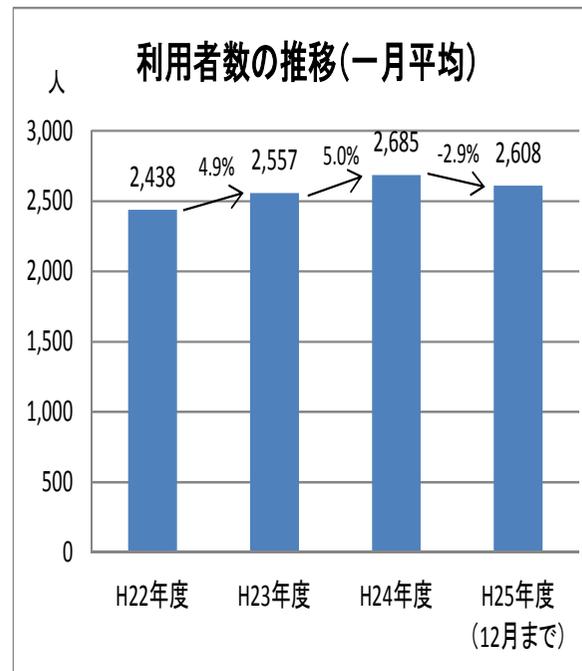
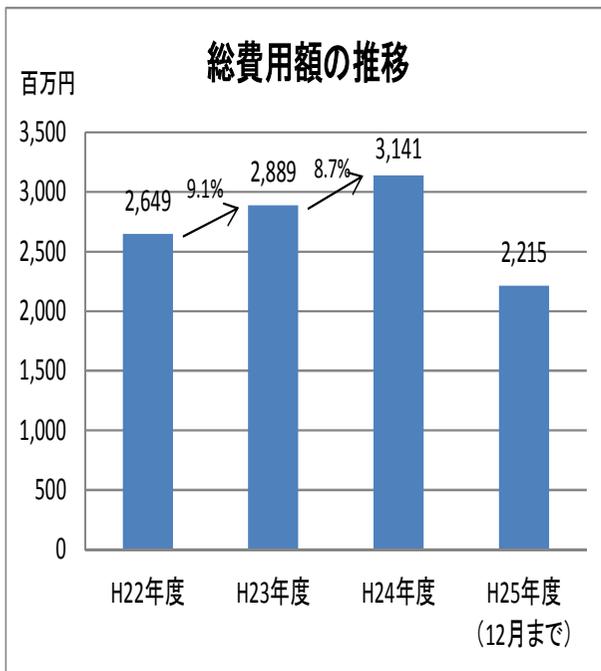
○ 事業所数 184(国保連平成25年12月実績)

○ 利用者数 2,553(国保連平成25年12月実績)

機能訓練の現状

【機能訓練の現状】

- 機能訓練の平成24年度費用額は約31億円であり、介護給付・訓練等給付費総額の約0.2%を占めている。
- 費用額、利用者数及び事業所数については、増加傾向にある。



※出典：国保連データ

【機能訓練の利用者の状況等】

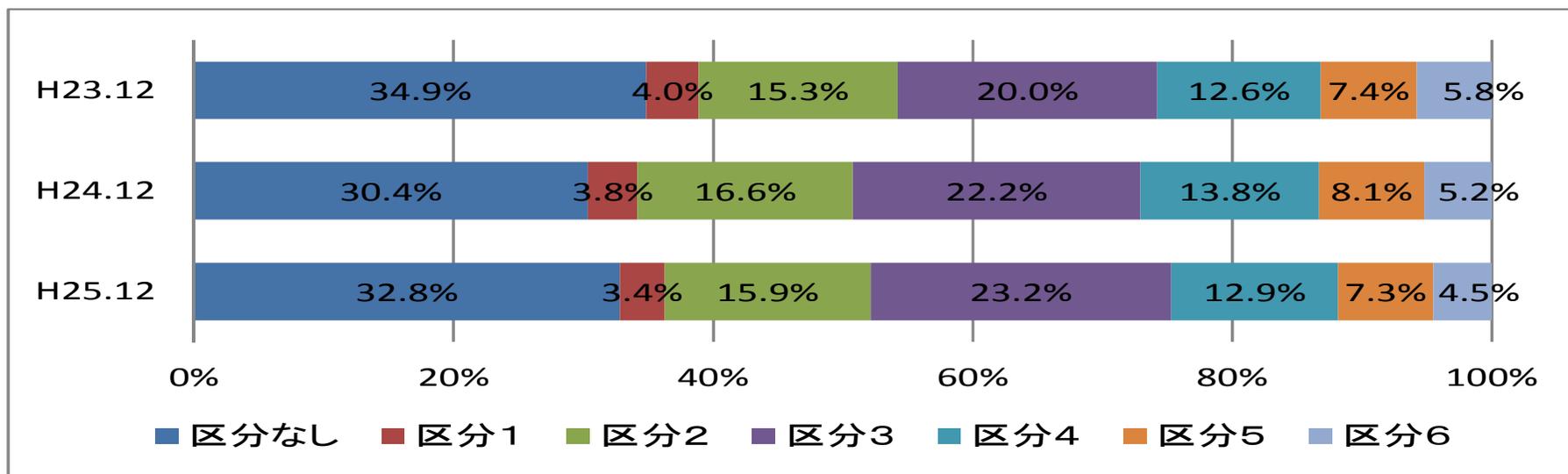
- 区分なしの利用者が約3割を占めている。
- 障害程度区分別の構成割合については、ほぼ変化はない。

○ 機能訓練の利用者数(人)

障害程度区分	総数	区分なし	障害程度区分1	障害程度区分2	障害程度区分3	障害程度区分4	障害程度区分5	障害程度区分6
利用者数	2,552	837	88	406	591	328	187	115
割合	100%	32.8%	3.4%	15.9%	23.2%	12.9%	7.3%	4.5%

※旧法区分を除く。

※出典：国保連データ(平成25年12月)



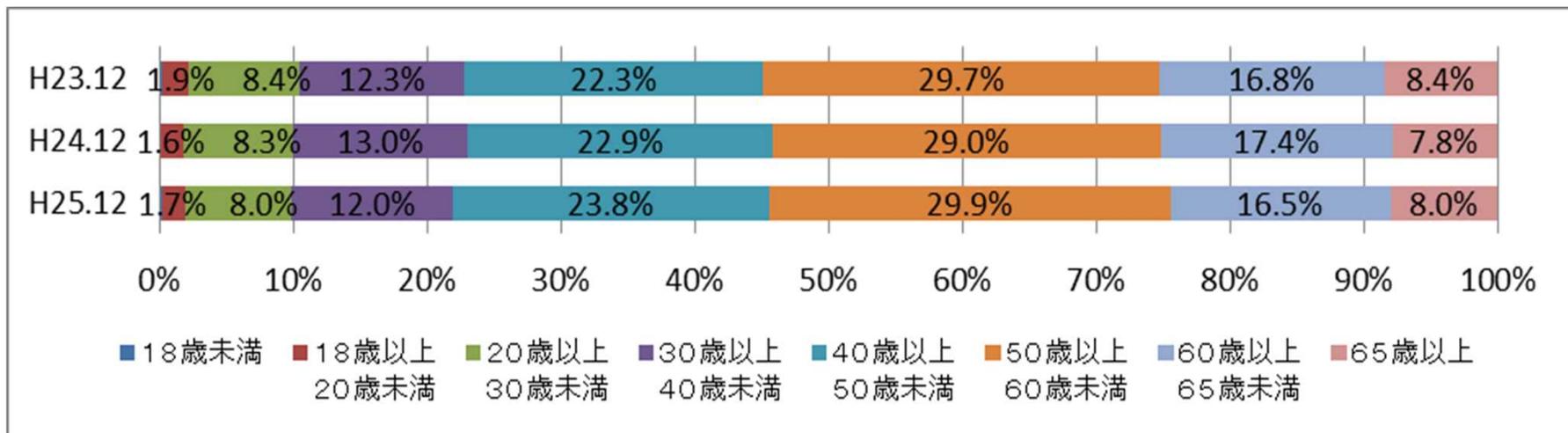
【機能訓練の利用者の状況等(続き)】

- 40歳以上50歳未満の利用者が約5割を占めている。
- 年齢別の構成割合については、ほぼ変化はない。

○ 自立訓練(機能訓練)の利用者数(人)

	総数	18歳未満	18歳以上 20歳未満	20歳以上 30歳未満	30歳以上 40歳未満	40歳以上 50歳未満	50歳以上 60歳未満	60歳以上 65歳未満	65歳以上
利用者数	2,553	5	43	204	306	607	764	420	204
割合	100%	0.2%	1.7%	8.0%	12.0%	23.8%	29.9%	16.5%	8.0%

※出典：国保連データ(平成25年12月)



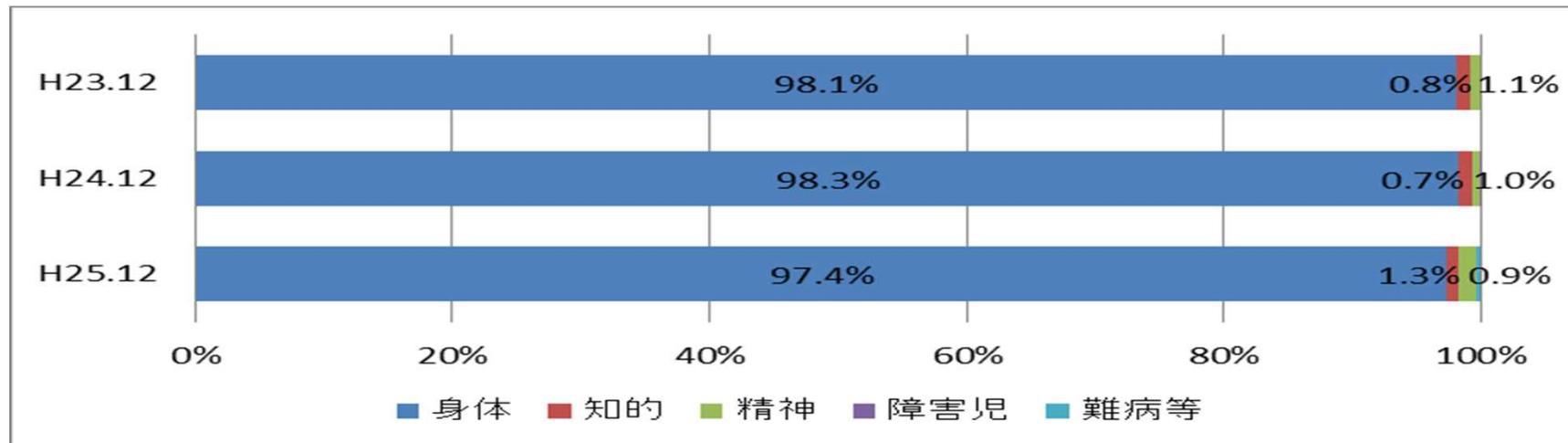
【機能訓練の利用者の状況等(続き)】

- 身体障害の利用者が約10割を占めている。
- 障害程度区分別の構成割合については、ほぼ変化はない。

○ 機能訓練の利用者数(人)

	総数	身体	知的	精神	障害児	難病等
利用者数	2,553	2,486	24	33	1	9
割合	100%	97.4%	0.9%	1.3%	0.0%	0.4%

※出典：国保連データ(平成25年12月)



○ 自立訓練(機能訓練)の報酬算定状況(平成25年12月)

加算部分

	単位数	加算取得率	費用額(千円)
利用者負担上限額管理加算	150単位/1回	11.4%	55
初期加算	30単位/日	43.5%	529
視覚・聴覚言語障害者支援体制加算	41単位/日	6.5%	943
食事提供体制加算	42単位/日	64.1%	2,445
リハビリテーション加算	20単位/日	49.5%	4,942
福祉専門職員配置等加算			
イ 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)	10単位/日	47.8%	2,293
ロ 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)	6単位/日	17.4%	433
欠席時対応加算	94単位/回	39.1%	488
送迎加算	27単位/片道	31.5%	1,754
障害福祉サービスの体験利用支援加算	300単位/日	0.5%	18
福祉・介護職員処遇改善加算			
イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	1月につき+所定単位数×23/1000	29.9%	551
指定障害者支援施設が行った場合	1月につき+所定単位数×28/1000	22.8%	2,521
ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	1月につき+イの90/1000	0.0%	0
指定障害者支援施設が行った場合	1月につき+イの90/1000	0.0%	0
ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	1月につき+イの80/1000	0.0%	0
指定障害者支援施設が行った場合	1月につき+イの80/1000	0.0%	0
福祉・介護職員処遇改善特別加算	1月につき+所定単位数×8/1000	0.0%	0
指定障害者支援施設が行った場合	1月につき+所定単位数×9/1000	0.5%	4

基本部分

208,452

合計

225,428

※出典：平成25年12月国保連データ

自立訓練(生活訓練)について

自立訓練(生活訓練)

○ 対象者

地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため、一定期間の訓練が必要な知的・精神障害者
(具体的には次のような例)

- ① 入所施設・病院を退所・退院した者であって、地域生活への移行を図る上で、生活能力の維持・向上などを目的とした訓練が必要な者
- ② 特別支援学校を卒業した者、継続した通院により症状が安定している者等であって、地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上などを目的とした訓練が必要な者 等

○ サービス内容

- 食事や家事等の日常生活能力を向上するための支援や、日常生活上の相談支援等を実施
- 通所による訓練を原則としつつ、個別支援計画の進捗状況に応じ、訪問による訓練を組み合わせ
- 利用者ごとに、標準期間(24ヶ月、長期入所者等の場合は36ヶ月)内で利用期間を設定

○ 主な人員配置

- サービス管理責任者
- 生活支援員 等 → 6:1以上

○ 報酬単価 (平成26年4月～)

■ 基本報酬	
通所による訓練 →利用定員数に応じた単位 572単位～748単位	訪問による訓練 255単位(1時間未満の場合) 587単位(1時間以上の場合)
■ 主な加算	
短期滞在加算 → 心身の状況の悪化防止など、緊急の必要性が認められる者に対して宿泊の提供を行った場合 180単位(I) 115単位(II)	看護職員配置加算(I) → 健康上の管理などの必要がある利用者がいるために看護職員を常勤換算方法で1以上配置している場合 18単位

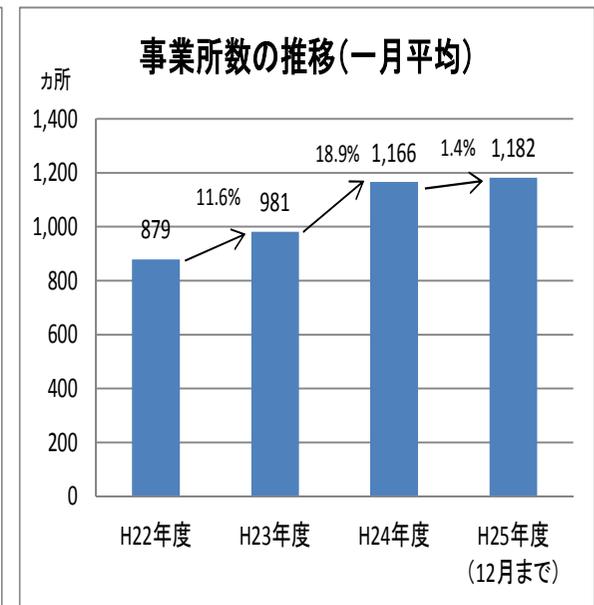
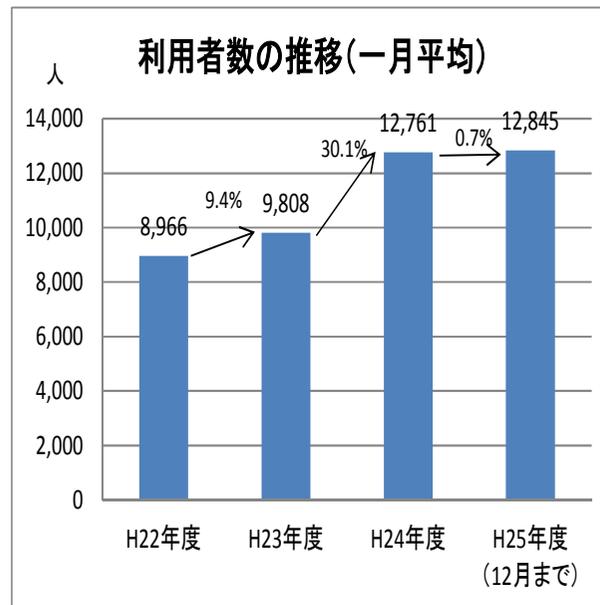
○ **事業所数** 1,190(国保連平成25年12月実績)

○ **利用者数** 12,957 (国保連平成25年12月実績)

生活訓練の現状

【生活訓練の現状】

- 生活訓練の平成24年度費用額は約177億円であり、介護給付・訓練等給付費総額の約1.2%を占めている。
- 費用額、利用者数及び事業所数については、毎年度増加している。



※出典：国保連データ

【生活訓練の利用者の状況等】

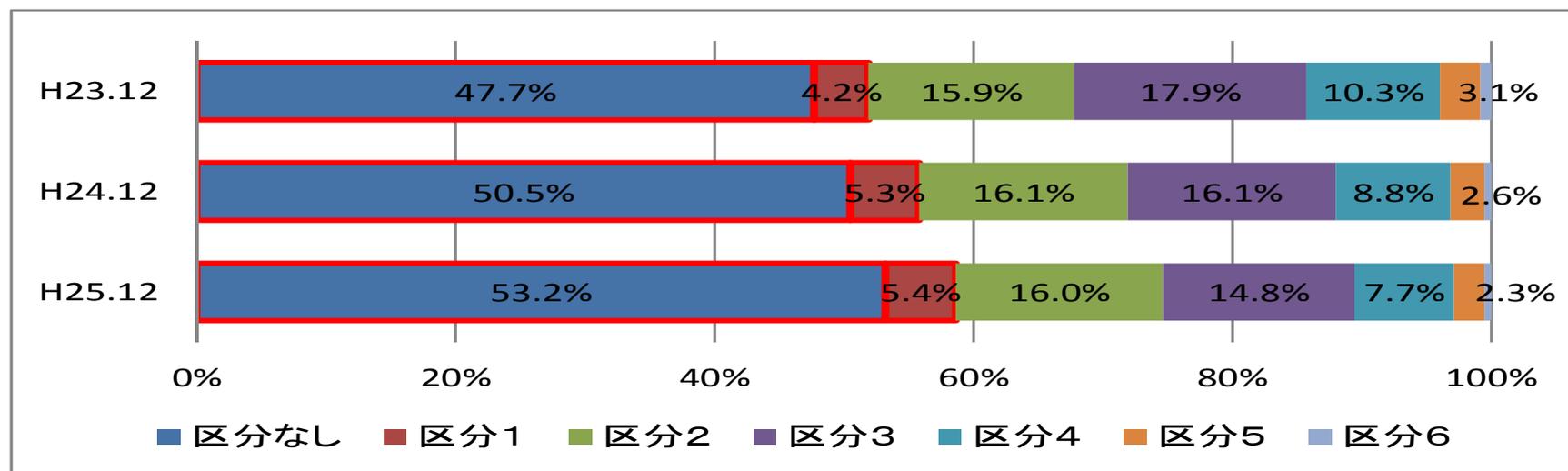
- 区分なしの利用者が約5割を占めている。
- 区分なし、区分1の利用者の占める割合が増加している。

○ 生活訓練の利用者数(人)

障害程度 区分	総数	区分なし	障害程度 区分1	障害程度 区分2	障害程度 区分3	障害程度 区分4	障害程度 区分5	障害程度 区分6
利用者数	12,946	6,887	702	2,073	1,917	998	299	70
割合	100%	53.2%	5.4%	16.0%	14.8%	7.7%	2.3%	0.5%

※旧法区分除く。

※出典：国保連データ(平成25年12月)



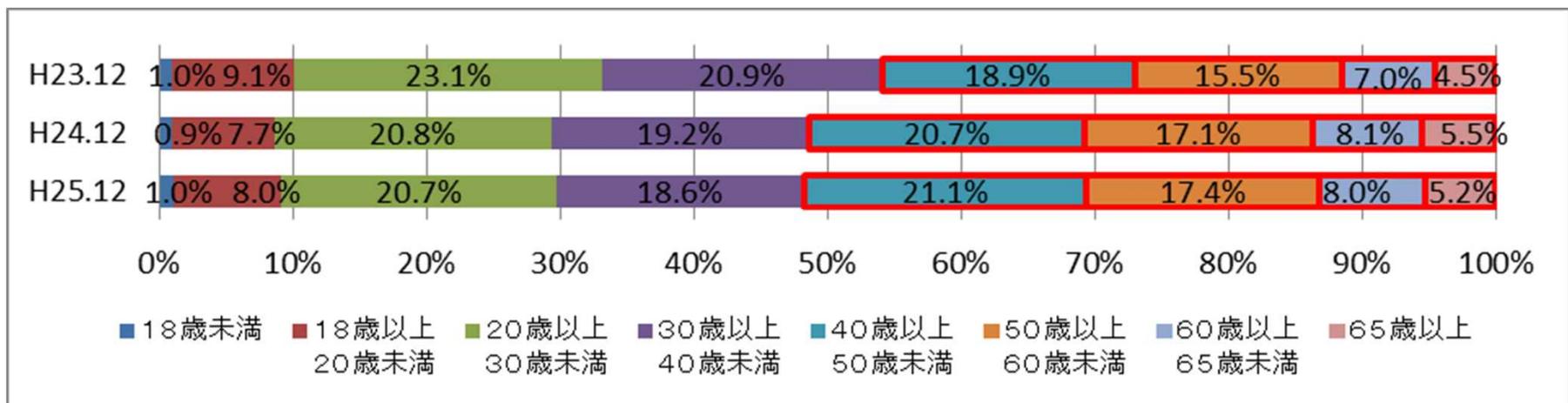
【生活訓練の利用者の状況等(続き)】

- 20歳以上60歳未満の利用者の占める割合はほぼ同じ。
- 40歳以上の利用者の割合が増加している。

○ 自立訓練(生活訓練)の利用者数(人)

	総数	18歳未満	18歳以上 20歳未満	20歳以上 30歳未満	30歳以上 40歳未満	40歳以上 50歳未満	50歳以上 60歳未満	60歳以上 65歳未満	65歳以上
利用者数	12,957	133	1,041	2,680	2,405	2,731	2,254	1,036	677
割合	100%	1.0%	8.0%	20.7%	18.6%	21.1%	17.4%	8.0%	5.2%

※出典：国保連データ(平成25年12月)



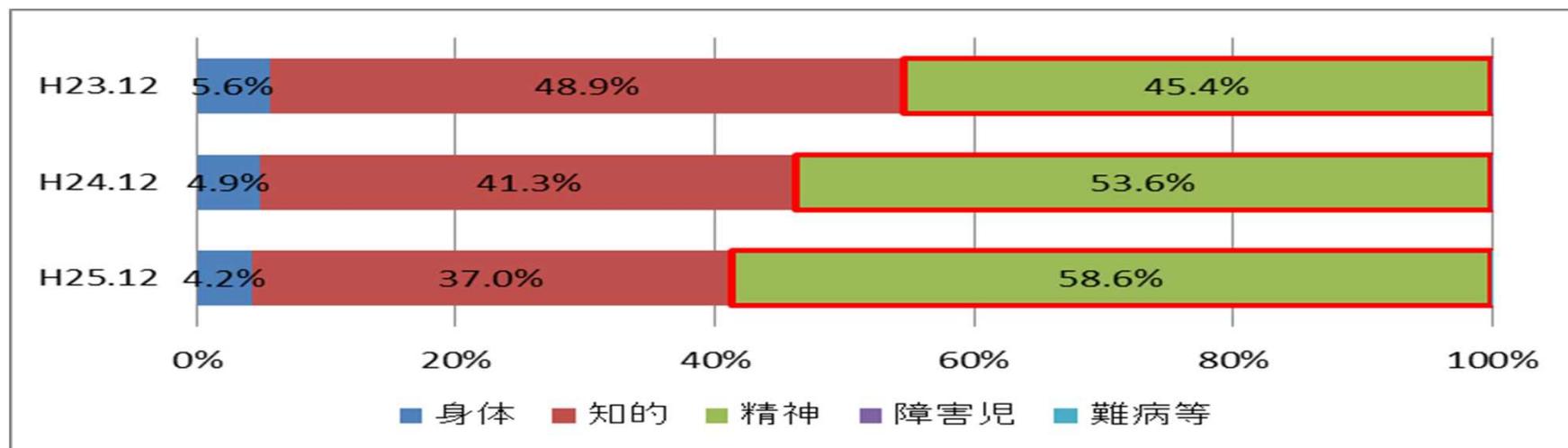
【生活訓練の利用者の状況等(続き)】

- 精神障害の利用者が約6割を占めている。
- 精神障害の利用者の占める割合が増加している。

○ 生活訓練の利用者数(人)

	総数	身体	知的	精神	障害児	難病等
利用者数	12,957	546	4,799	7,598	11	3
割合	100%	4.2%	37.0%	58.6%	0.1%	0.0%

※出典：国保連データ(平成25年12月)



○ 自立訓練(生活訓練)の報酬算定状況(平成25年12月)

加算部分

	単位数	加算取得率	費用額(千円)
利用者負担上限額管理加算	150単位/回	1.7%	32
初期加算	30単位/日	27.0%	1,662
視覚・聴覚言語障害者支援体制加算	41単位/日	0.3%	167
食事提供体制加算			
イ 食事提供体制加算(Ⅰ)	68単位/日	4.2%	3,383
ロ 食事提供体制加算(Ⅱ)	42単位/日	54.7%	30,076
短期滞在加算			
イ 短期滞在加算(Ⅰ)	180単位/日	0.1%	342
ロ 短期滞在加算(Ⅱ)	115単位/日	0.4%	65
精神障害者退院支援施設加算			
イ 精神障害者退院支援施設加算(Ⅰ)	180単位/日	0.0%	0
ロ 精神障害者退院支援施設加算(Ⅱ)	115単位/日	0.2%	884
福祉専門職員配置等加算			
イ 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)	10単位/日	42.5%	9,523
ロ 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)	6単位/日	35.3%	4,104
欠席時対応加算	94単位/回	49.7%	5,569
医療連携体制加算			
イ 医療連携体制加算(Ⅰ)	500単位/日	0.3%	61
ロ 医療連携体制加算(Ⅱ)	250単位/日	0.5%	515
ハ 医療連携体制加算(Ⅲ)	500単位/日	0.0%	0
ニ 医療連携体制加算(Ⅳ)	100単位/日	0.0%	0
看護職員配置加算(Ⅰ)	18単位/日	8.1%	4,269
送迎加算	27単位/片道	42.1%	23,507
障害福祉サービスの体験利用支援加算	300単位/日	0.1%	3
福祉・介護職員処遇改善加算			
イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	1月につき+所定単位数×23/1000	58.2%	17,803
指定障害者支援施設が行った場合	1月につき+所定単位数×28/1000	9.5%	3,767
ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	1月につき+イの90/1000	1.0%	243
指定障害者支援施設が行った場合	1月につき+イの90/1000	0.1%	20
ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	1月につき+イの80/1000	0.9%	374
指定障害者支援施設が行った場合	1月につき+イの80/1000	0.1%	23
福祉・介護職員処遇改善特別加算	1月につき+所定単位数×8/1000	2.0%	216
指定障害者支援施設が行った場合	1月につき+所定単位数×9/1000	0.2%	20

基本部分

1,307,075

合計

1,413,703

※出典:平成25年12月国保連データ

宿泊型自立訓練について

〔宿泊型自立訓練〕

○対象者

日中、一般就労や外部の障害福祉サービス並びに同一敷地内の日中活動サービスを利用している者等

※ 対象者に一定期間、夜間の居住の場を提供し、帰宅後に生活能力等の維持・向上のための訓練を実施、または、昼夜を通じた訓練を実施するとともに、地域移行に向けた関係機関との連絡調整を行い、積極的な地域移行の促進を図ることを目的とする。

○サービス内容

- 食事や家事等の日常生活能力を向上するための支援や、日常生活上の相談支援等を実施
- 個別支援計画の進捗状況に応じ、昼夜を通じた訓練を組み合わせ
- 利用者ごとに、標準利用期間は原則2年間(長期入院者等の場合は3年間)とし、市町村はサービスの利用開始から1年ごとに利用継続の必要性について確認し、支給決定の更新を実施

○主な人員配置

- サービス管理責任者
- 生活支援員 → 10:1以上
- 地域移行支援員 → 1人以上 等

○報酬単価 (平成26年4月～)

■基本報酬

宿泊による訓練 (標準利用期間が2年間とされる利用者) 270単位(2年以内)～162単位(2年超)
(標準利用期間が3年間とされる利用者) 270単位(3年以内)～162単位(3年超)

■主な加算

夜間防災・緊急時支援体制加算(Ⅰ)・(Ⅱ)

→(Ⅰ) 警備会社との契約等により夜間において必要な防災体制を確保している場合 12単位
(Ⅱ)夜間及び深夜の時間帯において、利用者の緊急事態等に対応するための連絡体制・支援体制が適切に確保されている場合 10単位

通勤者生活支援加算

→職場での対人関係の調整や相談・助言及び金銭管理についての指導等就労を定着させるために必要な日常生活上の支援を行っている場合 18単位

看護職員配置加算(Ⅱ)

→健康上の管理などの必要がある利用者があるために看護職員を常勤換算方法で1以上配置している場合 13単位

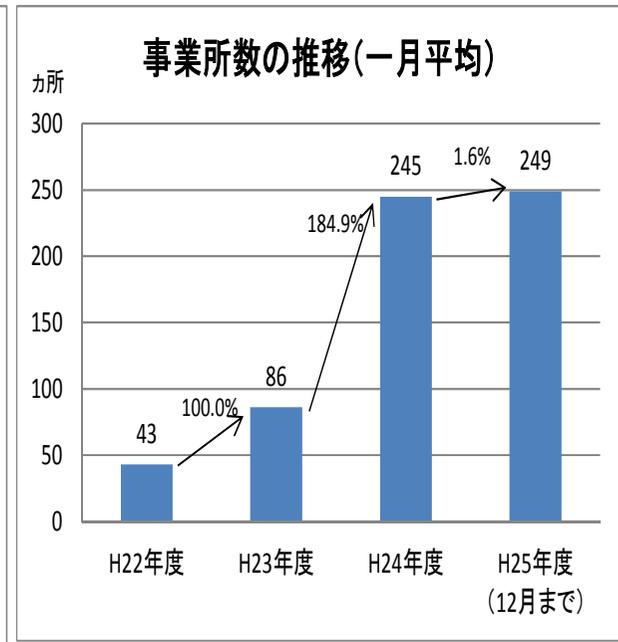
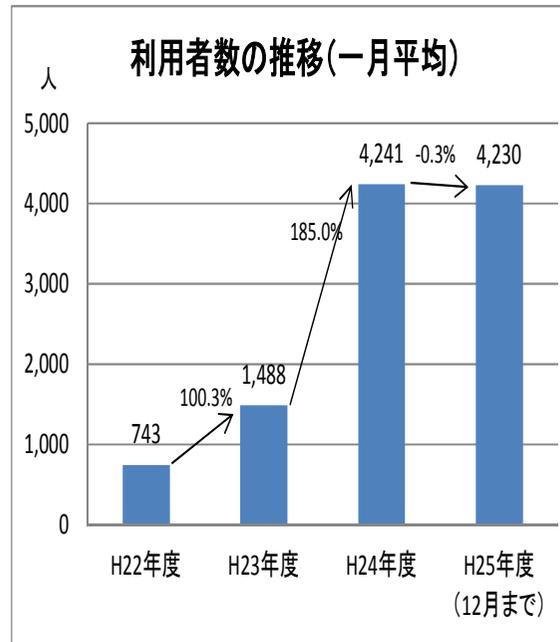
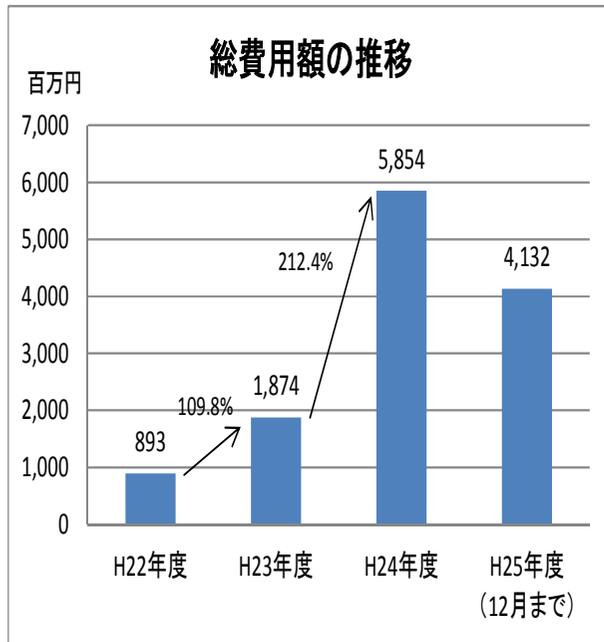
○事業所数 249(国保連平成25年12月実績)

○利用者数 4,175(国保連平成25年12月実績)

宿泊型自立訓練の現状

【宿泊型自立訓練の現状】

- 宿泊型自立訓練の平成24年度費用額は約59億円であり、介護給付・訓練等給付費総額の約0.4%を占めている。
- 費用額、利用者数及び事業所数については、増加傾向にある。



※出典：国保連データ

【宿泊型自立訓練の利用者の状況等】

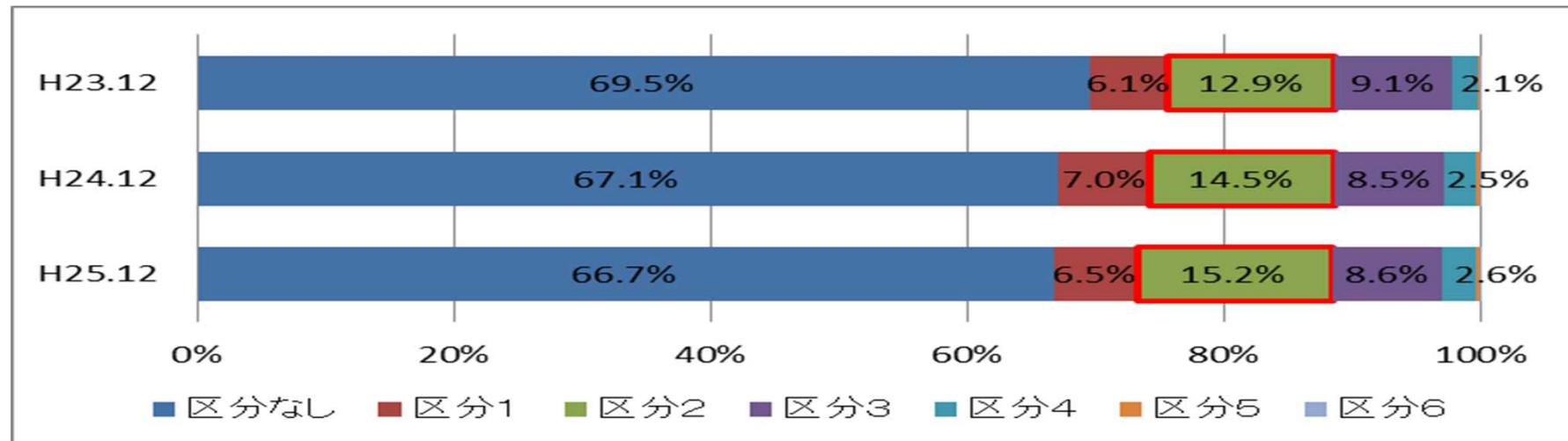
- 区分なしの利用者が約7割を占めている。
- 区分2の利用者が占める割合が、増加している。

○ 宿泊型自立訓練の利用者数(人)

障害程度 区分	総数	区分なし	障害程度 区分1	障害程度 区分2	障害程度 区分3	障害程度 区分4	障害程度 区分5	障害程度 区分6
利用者数	4,170	2,780	273	633	357	109	16	2
割合	100%	66.7%	6.5%	15.2%	8.6%	2.6%	0.4%	0.0%

※旧法区分を除く。

※出典：国保連データ(平成25年12月)



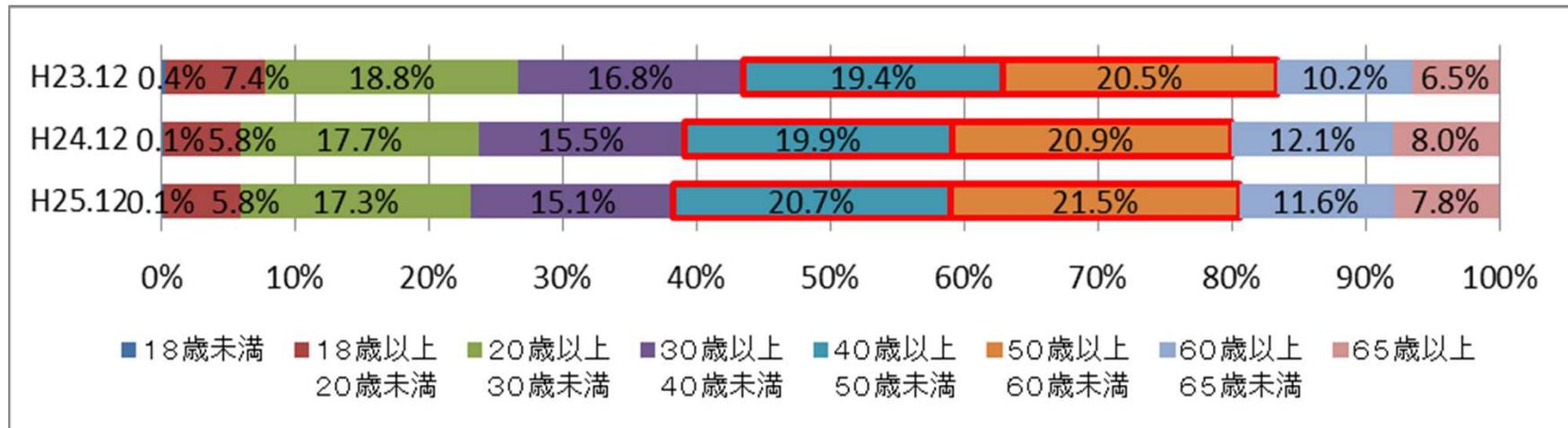
【宿泊型自立訓練の利用者の状況等(続き)】

- 40歳～60歳の利用者が4割を占めている。
- 40歳～60歳の利用者の割合が、若干、増加している。

○ 宿泊型自立訓練の利用者数(人)

	総数	18歳未満	18歳以上 20歳未満	20歳以上 30歳未満	30歳以上 40歳未満	40歳以上 50歳未満	50歳以上 60歳未満	60歳以上 65歳未満	65歳以上
利用者数	4,175	6	241	721	631	865	898	486	327
割合	100%	0.1%	5.8%	17.3%	15.1%	20.7%	21.5%	11.6%	7.8%

※出典：国保連データ(平成25年12月)



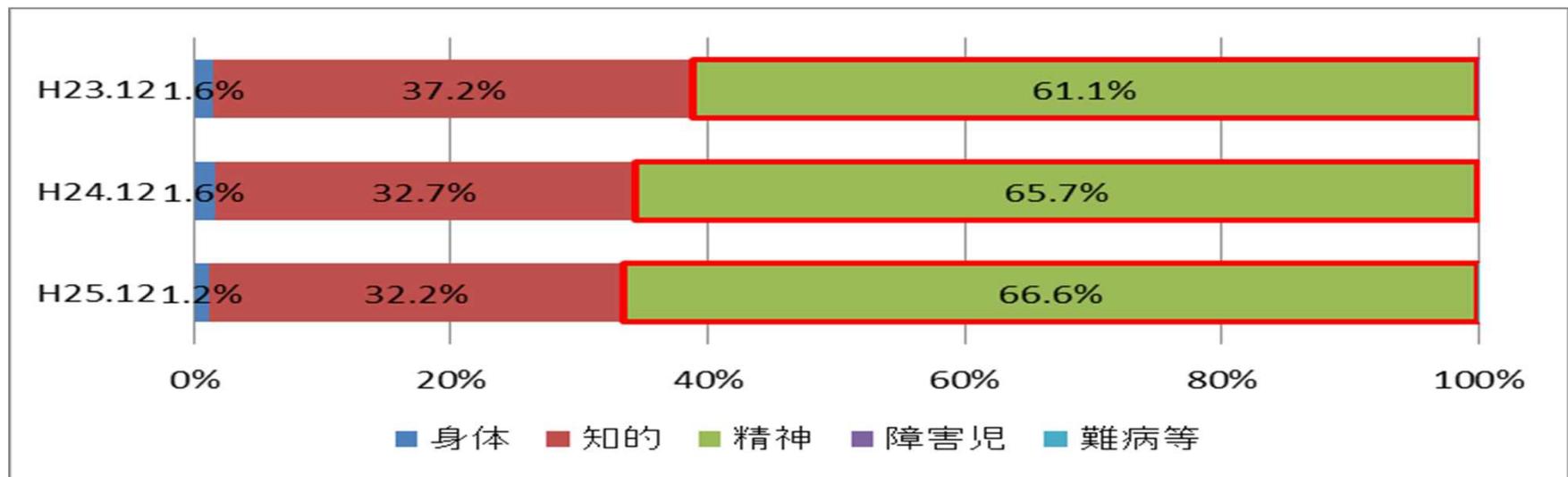
【宿泊型自立訓練の利用者の状況等(続き)】

- 精神障害の利用者が約7割を占めている。
- 精神障害の利用者の占める割合が増加している。

○ 宿泊型自立訓練の利用者数(人)

	総数	身体	知的	精神	障害児	難病等
利用者数	4,175	50	1,345	2,779	0	1
割合	100%	1.2%	32.2%	66.6%	0.0%	0.0%

※出典：国保連データ(平成25年12月)



○ 宿泊型自立訓練の報酬算定状況(平成25年12月)

加算部分

	単位数	加算取得率	費用額(千円)
初期加算	30単位/日	49.0%	1,186
食事提供体制加算(Ⅰ)	68単位/日	67.9%	51,881
日中支援加算	270単位/日	10.4%	488
地域移行加算	500単位/回	17.3%	373
入院時支援特別加算	561単位~1122単位/回	18.5%	515
長期入院時支援特別加算	76単位/日	12.4%	845
帰宅時支援加算	187単位~374単位/回	35.3%	894
長期帰宅時支援加算	25単位/日	4.0%	157
福祉専門職員配置等加算			
イ 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)	7単位/日	58.6%	4,969
ロ 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)	4単位/日	31.7%	1,482
地域生活移行個別支援特別加算	670単位/日	10.8%	7,812
通勤者生活支援加算	18単位/日	10.8%	2,719
地域移行支援体制強化加算	55単位/日	59.4%	37,566
医療連携体制加算			
イ 医療連携体制加算(Ⅰ)	500単位/日	0.0%	0
ロ 医療連携体制加算(Ⅱ)	250単位/日	0.4%	8
ハ 医療連携体制加算(Ⅲ)	500単位/日	0.0%	0
ニ 医療連携体制加算(Ⅳ)	100単位/日	0.0%	0
夜間防災・緊急時支援体制加算			
イ 夜間防災・緊急時支援体制加算(Ⅰ)	12単位/日	72.7%	10,432
ロ 夜間防災・緊急時支援体制加算(Ⅱ)	10単位/日	85.9%	10,138
送迎加算	27単位/片道	0.0%	0
看護職員配置加算(Ⅱ)	13単位/日	12.0%	1,999
福祉・介護職員処遇改善加算			
イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	1月につき+所定単位数×23/1000	52.6%	5,821
ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	1月につき+イの90/1000	1.6%	174
ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	1月につき+イの80/1000	0.4%	17
福祉・介護職員処遇改善特別加算	1月につき+所定単位数×8/1000	3.2%	133
基本部分			312,471
合計			452,080

※出典:平成25年12月国保連データ